

明治前期の地籍図からみる武家拠点周辺の空間構造

～飛驒市の事例を中心に～

大下 永

はじめに

中近世の武家拠点、広くは村落・都市の構造や変遷を検討するにあたって、広く用いられる資料の一つが明治期に作成された地籍図である。地籍図は明治前半期に地租賦課の目的で作成された地図であり、具体的には明治五年（一八七二）の地券発行決定から、土地台帳制に移行する明治二十年（一八八九）前後に作成された地図が主に研究に用いられる。地籍図には土地の形状や配置・地目・道や水路の配置・寺社の配置等、近世から近代に移行して間もない時点の土地の詳細な様相が記され、これらの情報を分析することでさらに古い段階に遡って景観復原を行うことが可能となる。また、地籍図は地域を限らず全国的に作成されたため、基本的にどの地域であつても用いることができるという普遍性がある。この地籍図を城館跡の調査に活用し、手法を体系的に示したのが小島道裕^①である。小島は城館跡の調査に地籍図を積極的に用い、特に平地の城館や城下の検出・復原に有効とし、字ごとに作成された絵図（字絵図）を継ぎ合わせてトレースする等の具体的な資料化の手法を明確にした。さらに地籍図は城館に限らず都市全体の景観復原にも活用される。山村亜希^②は中世都市の景観復原に地籍図を使用する手法を示し、その有効性を示すとともに他資料との照合を厳密に行うことでより精緻な検証が可能になるとした。このように、地籍図を利用して景観復原を行うことで、武家拠点やそれを取りまく地域全体の空間構造を把握し、地域固有の歴史を読み解く可能性を秘めている。

これらの研究について飛驒地域でも既に実施している事例があり、例え

ば小島道裕^③によって江馬氏下館・東町城の検討が行われている。さらに岐阜県が実施した中世城館跡総合調査において、平地の館跡を中心に地籍図を用いた検討が行われ、飛驒市内では岡前館（古川町杉崎）や金森左京屋敷跡（神岡町釜崎）等は地籍図による検討がなされている^④。また、谷島博之^⑤は金森氏の拠点である高山城や増島城を中心に地籍図を含む絵図資料から城や城下町の空間構造を検討した。このように、飛驒地域においても地籍図は城館跡の検討に利用されている。しかし、利用は限定的であり特に中世集落・都市の景観復原を行った事例は殆ど見えない。これは研究手法もさることながら、地籍図自体の認知や公開が進んでいない状況が要因であると考えられる。

これに関連して、飛驒市は平成三十年（二〇一八）から城館跡の総合調査を開始し、その一環として地籍図を主に用いて城館跡周辺の景観復原を行う、歴史地理的調査を実施している。現段階で調査報告書は未刊行であるが、途中段階の成果として既に二稿の論考^⑥において考え方を試案として提示した。しかし、本調査の根幹をなす景観復原図については、資料化の過程において使用した地籍図の種類や図に記載される情報の他、景観復原にあたって実施した手順については未整理である。また、調査の過程で飛驒市は地籍図を含む多種多様な絵図資料を保管していることが判明したが、図の種類によって記載内容にばらつきがある。これらの図をどのように吟味して利用すべきかを判断するためにも、各図が作成された経緯や意図を正しく認識した上で歴史資料として利用する必要があると思に至るようになった。そうした視点に立つと、地籍図を用いて中近世の城館・村落・都市の景観復原を行った事例は膨大な蓄積があるが、地籍図自体の分析を経た上で検討した研究は殆ど見えない。よって本稿は、飛驒市に残存する地籍図の特徴や作成過程を整理し、その上でこれまでに実施し

た歴史地理的調査の内容を示したい。

一、地籍図作成過程に関する研究史と課題

明治前期に作成された地籍図については佐藤甚次郎の基礎的な研究^⑤がある。佐藤は、明治政府の政策実施の段階によって壬申地券地引絵図、地租改正地引絵図、地押調査更正地図、地籍纏纂地籍地図という四種の地籍図が全国的に作成されたことを明らかにし、各図の作成過程・作成時期は各都道府県や郡によって異なっていることを示した。この佐藤の研究をもとに全国各地における事例が蓄積されている。例えば古関大樹^⑥は滋賀県における各地籍図の作成過程を整理し、土地台帳制施行当時に間に合わない場合、既存の地籍図のいずれかを選択使用し、土地台帳制移行後も更正地図が作成され続けている地域の存在を示した。その上で、各地方の実情を踏まえた段階的な地籍図の成立過程と、明治政府の政策実施過程のみで各図の作成過程を規定し土地台帳附属地図と明治前期の地籍図を画一的に認識するという佐藤の論の再検証の必要性を説いた。このように、一言に地籍図といってもその種類は様々である。地籍図の検証を行うにあたっては、佐藤が整理した明治政府による政策実施の過程と、各都道府県・町村における地域ごとの作成過程という両面を認識する必要がある。岐阜県内、とりわけ飛騨地域における明治前期の地籍図作成経過については、自治体史を中心に言及がある。『岐阜県史』^⑦ 『飛騨古川 歴史をみつめて』^⑧ においては、地租改正の経過や明治の山林調査に関する経過を整理している。しかし、明治十年代後半における旧土地台帳制移行時の経過については言及が無く、『河合村誌』^⑨ 『丹生川村史』^⑩ 等で当時の状況を僅かに窺い知ることができる程度である。その他、岐阜県内の地籍図作成過程に関しては、岐阜県土地家屋調査士会刊行『岐阜県の

地籍(明治期)』^⑪ に県令等の資料とともに県内における地籍図作成の過程や差異が示されている。これによると岐阜県内でも美濃地方と、明治九年まで筑摩県の一部であった飛騨地方では作成過程や残存する地図の内容が異なる等、重要な指摘がある。しかし、当書においても各地方の実情は断片的な情報に留まっている。以上のように、飛騨地方における地籍図作成の一連の経過や現存する地図の特徴は十分整理されているとは言えない現状である。幸い飛騨市古川町を中心として当時の行政資料が残存し、とりわけ旧細江村については各事業の経過に関する資料や野帳等の下書き資料が多数残存している。しかし、これらの資料がどの段階において何の目的で作成されたのかは整理されていない。したがって、地籍図を利用して城館跡周辺の景観復原を行う前段階の基礎的作業として、資料の種別・作成過程・残存状況の把握が必要である。

以上を踏まえ、本稿では以下の四点について課題整理を行いたい。一点は、飛騨地域における地籍図の作成経過を通史的に概観したい。特にこれまで殆ど取り上げられなかった土地台帳制移行時の事業経過、具体的な年代としては明治十年代後半から明治二十年代初頭の様相を、飛騨市行政資料をもとに可能な限り具体的にしたい。二点目は、各年代で作成された各地籍図に記載される情報や測量技法・精度を分析したい。さらに、図を種別ごとに整理した上で、その残存状況を武家拠点の対象地域を中心として確認したい。三點目は、地籍図をもとに城館跡周辺の景観復原のために使用した資料や実施した調査過程を整理したい。四點目に、作成した各地域の復原図から空間構造の検討を行い、現在の飛騨市域における武家拠点の空間構造と変遷の案を提示したい。

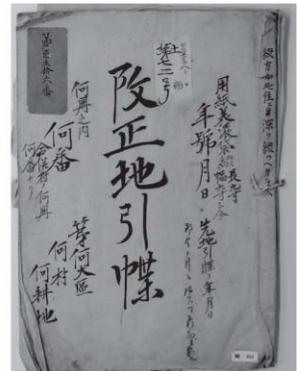
二、飛騨地域における地籍図の作成経過

本章では、佐藤の分類(四)を基本として飛驒地方における地籍図作成に関する当時の事業経過を整理する。

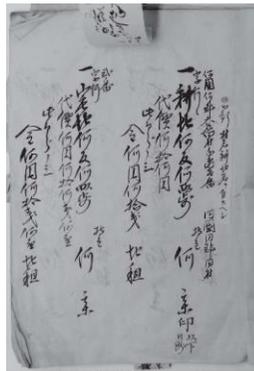
(一) 壬申地券地引絵図・地租改正地引絵図

明治政府は土地の私有権を認め、明治五年二月に土地永代売買禁止令を解除し、「地所売買譲渡ニ付地券渡方規則」(大蔵省達第二五号)によって、各土地所有者に地券を交付することとした。同年九月には大蔵省達第一二六号の追加条項によって検地帳・名寄帳・小拾帳とともに地引絵図を差し出すよう定めた(第二三条)。この方針によって各地で作成された地製図が「壬申地券地引絵図」である。しかし、当時筑摩県下であった飛驒地方は「壬申地券ノ授与無之」(二五)という状況であり、壬申地券が交付されなかったため壬申地券地引絵図も作成されなかったと想定される。壬申地券作成のために実施された反別・地価調査はその後の地租改正に伴う作業に切り替えられた(二六)。

続く地租改正地引絵図は、明治六年の地租改正法・地租改正条例の交付に基づいて作成された地製図であり「改租図」とも呼称される。旧細江村資料には当時の『地券野帳』『一筆限代価地引帳』等の村方資料が現存し、明治七年作成の耕地絵図の下図等が確認できる。しかし、飛驒市内に残る改租図及び対応する改正地引帳はいずれも明治九・十年調整のものである。これは明治八年三月に筑摩県より再調査が命じられ、さらに明治九年に岐阜県より地引帳と改租図の提出が命じられ、明治十年までに各村々において一斉に作成された結果(二七)である。関連して旧細江村資料には、明治九年二月頃に筑摩県より示された改正地引帳・絵図の雛形が存在する(図1)。雛形には記載様式の他、料紙は美濃紙で袋綴じにすること等、体裁についても細かく指定されている。絵図雛形の記載内容は残存する域内の



明治九年改正地引帳雛型



地引帳雛型部分の一部



地引絵図雛型(部分拡大)

図1. 明治9年 細江村改正地引帳雛形

改租図と合致するところが多いため、改租図や地引帳は筑摩県から示された統一様式に準拠して作成されたと推定できる。改租作業の終了後、飛驒地方における改正地券の交付は明治十一年以降に実施された(二八)。

(二) 地籍編纂地籍地図

大蔵省による地租改正事業とは別に内務省の事業として、官有地と民有地を包括して地種に区分し地籍を編成する地籍編纂事業も行われた。この事業に際して地籍を図示した町村図・字図・一筆図が作成された。佐藤はこの事業によって作成された地図を「地籍地図」と定義(二九)している。明治七年に内務卿から各府県に地籍編纂の実施が通達され、その後は各府県によって実施程度は異なる。時期が改租作業と重なっていたことから全

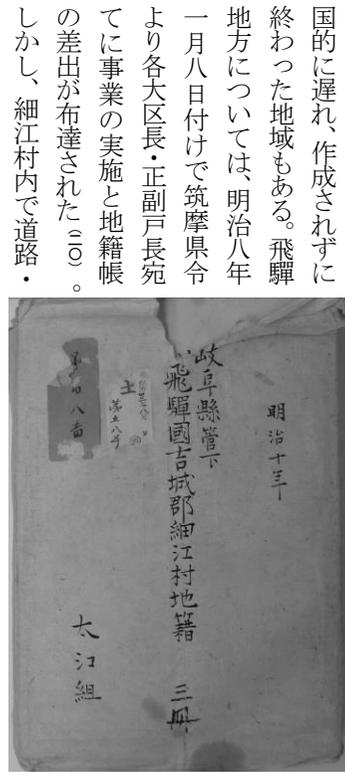


図2. 明治10年 吉城郡細江村太江組地籍簿

國的に遅れ、作成されずに終わった地域もある。飛驒地方については、明治八年一月八日付で筑摩県令より各大区長・正副戸長宛てに事業の実施と地籍帳の差出が布達された^(二〇)。しかし、細江村内で道路・水路等を実測し、地籍帳を作成したのは飛驒地方が岐阜県に編入された後の明治十年^(二一)であった(図2)。地図について、現状では地籍帳作成と同時に飛驒地域で作成された地籍地図は確認できていない。全国的には埼玉県のように新規に地籍地図を作成せず、改租図の転用によって対応した事例^(二二)が認められることから、飛驒地域においても大部分は既存の改租図を利用し、改租作業で行わなかった道路・水路のみ実測した可能性が高い。なお、この後に実施される地押調査は岐阜県においては地籍編纂事業としても位置づけられた^(二三)。

(三) 地押調査更正地図

①古川地域における土地台帳制移行時の経過

明治十七年(一八八四)、地租改正法・地租改正条例が廃止され、地租条例(太政官布告第七号)が布告された。それまでの地券交付から土地台帳制に移行することとなり、これに従って作成された「地押調査更正地図」が土地台帳附属地図として充当された地域が多い^(二四)。また、岐阜県では前項の「地籍編纂事業」としても実施することとなった。一連の経過の中で、地租改正時に作成された飛驒地方の改租図は精度不良と判断され、誤

謬訂正の手続きにより全土に亘って再丈量が命じられた^(二五)。これは改租図作成時の丈量精度が比較的高く、そのまま土地台帳附属地図に移行した地域が多い美濃地方とは対称的である。地押調査更正地図及び土地台帳の作成に関する資料として、飛驒市行政資料には、細江村作成『明治十九年一月 土地整理関係書類綴込』(図3)や古川町作成『明治十九年一月 土地整理二関スル綴』(図4)が残存する。特に細江村資料からは

岐阜県が地押調査・地籍編成事業の開始を正式に通達したのは明治十八年二月二十五日の布達(戊辰第四号)であった。事業の目的は実地取調べを行って落地変換・開墾地・潰地等の確定を行った後、現地における測量作業を実施し、地図と土地台帳を作成して土地台帳制の移行に対応することであった。これを受けて県下の各町村は事業に着手し、



図3. 明治19年 土地整理関係書類綴込

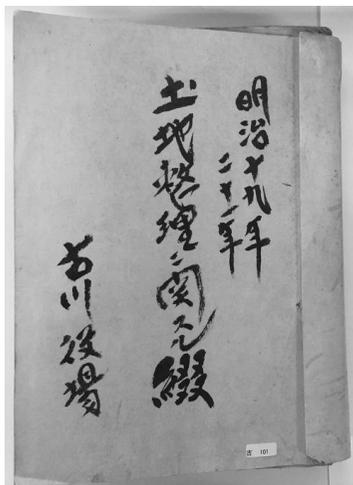


図4. 明治19~21年 土地整理二関スル綴

年号 (西暦)	月日	細江村の動き（「土地整理関係書類綴込」より） ／ 明治政府・岐阜県の動き
明治17 (1884)	3.15	／地租条例布告（地租改正法条例を廃止）。
	4.5	／大蔵省、「地租条例取扱心得書」を布達。
	12.16	／大蔵省「地租二関スル諸帳簿様式（大蔵省達第89号）」を達す（土地台帳の様式を示す）。
明治18 (1885)	2.18	／大蔵省、「地押調査ノ件」を各府県に訓令。
	2.25	／岐阜県における地押更正・地籍編纂事業の開始。県令から各戸長役場へ「地籍編纂心得書」が示され、翌年3月までに更生した地籍帳・地図を差し出すよう命じる（戊第4号）。
	3.18	／県、大蔵省達を受け地租に関する諸帳簿の様式を示し、各戸長役場に明治19年3月末までに提出を命じる（戊第6号）。
	4.8	／県令より戸長役場へ、畝札等に関する心得の条追加連絡（戊第7号）。
	5.12	／県、地籍帳・地図整理手続きを定める（戊第10号）。
	12.28	／県、諸帳簿様式の調製期間の延長を認める（事前の申出）。
明治19 (1886)	1	「土地整理関係書類綴込」開始。／
	2.20	各組長より地主総代選挙の届出あり、同日付で細江村戸長より三郡長に届。／
	3	各組より事業実施に際して異議無く、調査に関する費用を負担する旨の誓約書が提出される。／
	4.27	細江村より県令宛てに8月末までの提出期限延期の嘆願を行う（6月7日、県より認可）。／県令より飛騨国町村へ「丈量誤謬地訂正整理順序（収秘乾第五号）」内達。
	5.1	各地主総代の連名で、県の内達を受けて独自に土地丈量の規約を作成（5月2日より着手と定める）。／
	7.27	三郡役所土地整理委員より細江村戸長に対し、筋骨図調整測量が可能な技術者が村内に所在するか照会があり、10月30日付けで「無」と回答。／
	10.6	三郡土地整理委員に対し、細江村戸長役場土地整理委員より改租時資料等の現状の報告。／
	11.29	細江村地主総代の協議によって、測量技術者雇入に関して降雪期にあたる等の理由で翌年4月まで猶予することを決定。／
明治20 (1887)	3.20	古川町、細江村、坂上村の各戸長連名で測量技術者の教習所の設置の願書を三郡長に提出。同22日付で認可。／
	3.24	吉城郡各戸長連名で測量伝習所を古川町内に設置する規約を定める。／
	4	各組長より細江村戸長へ伝習所生徒候補者の届出。／
	4.28	細江村内の異動地・落地調査請書を岐阜県収税課へ提出。／
	6	岐阜県収税課職員が管内において異動地落地の現地調査実施。／20日、大蔵大臣より「地図更正ノ件（町村図面調整方ノ件）」が訓令。
	8.12	筋骨測量開始（杉崎組字多由田より）。／
	10.10	三郡長より細江村長役場へ筋骨測量・毎筆丈量・誤謬訂正等の実施状況を毎月10日に決められた様式によって提出するように命じる。／
	10	細江村より三郡長へ報告。筋骨測量着手および製図完了の期日について、21年10月には全組分を終了予定とした。／
	11.6	細江村土地整理委員より三郡長へ、各組内に土地整理事務所を設置したことを上申。／
	11.13	細江村土地整理委員より三郡長へ筋骨測量・毎筆丈量の測量過程を報告（以後定期的に報告）。／
12.20	三郡役所土地整理委員より各戸長役場土地整理委員へ、字図毎地割込作業の人員確保・教育・実施時期について指示あり。／	
明治21 (1888)	1	細江村土地整理委員より三郡長に対し、筋骨測量伝習の生徒を報告。／
	6～8月	各組より県令宛てに誤謬訂正願提出（全て9月14日付で許可）。／
	8.31	細江村、三郡役所土地整理委員へ字取調書を提出。／
明治22 (1889)	2	土地整理作業完了し、土地整理測量絵図面が測量技術者から細江村戸長に引き渡される。／
	3.13	細江村より三郡長へ組絵図（全図）1部、字絵図2部を達進。／
	3.22	／地券が廃止され、土地台帳制に移行（土地台帳規則の公布）。

表1. 土地台帳制移行に伴う細江村の動き

細江村の書類の綴込は明治十九年一月に始まっている。県の通達から事業の開始までに一年近くの期間を要したのは、県から具体的な事業実施の手法が示されたのが明治十八年五月十二日の布達（戊第十号）であり、これを受けて事業に着手したためと考えられる。このような状況下、当初県が示した締切の明治十九年三月末に地籍帳・地図を提出することは不可能であった。そこで県は明治十八年十二月二十八日付の文書において、届出を行うことで提出期間の延長を認め、細江村も翌年四月二十七日付で八月末までの期間延長を申請して許可されている^{二五}。しかし、各町村から県に地図が提出されたのは明治二十一年度後半であり、延長期間内にも完了していない。飛騨市行政資料には明治十九年作成の杉崎組「野取絵図面」「地押取調帳」が現存し、落地・開墾地の取調べや再丈量は順次行われていることが分かるが、詳細な測量作業を開始したのは明治二十年八月であり、更に期間を要した。これに関連して、県より飛騨国町村へ『丈量誤謬地整理順序』（収秘乾第五号）によって具体的な測量手法が示されたのは明治十九年四月二十七日であり、実際はこの内達を受けて五月一日に細江村の丈量規約を策定し、精密測量が実施可能な技術者の確保を目指している^{二六}。精密測量の実施にあたっては、河合村のように外部の技術者の雇い入れを行って対応する場合もあった^{二七}が、細江村においては郡立の測量技術伝習所に通って技術を習得した村の住人によって実施された^{二八}。これらの急拵えの測量士に加え、現地の測量作業に際しては各組から五名以上の出役が求められる等、地元負担は相当に大きかった。細江村における再丈量・絵図調整作業は明治二十年八月から開始され、凡そ一年半のうちに土地台帳制の移行に合うよう実施された。このような大作業の結果、明治二十二年二月に再丈量作業は完了し、測量技術者から戸長役場に成果物の地図一式が提出された。細江村資料に見える明治二十

二年二月の成果物の引渡し文書を確認すると、字絵図は計四通ずつ作成されている。その後、明治二十二年三月に細江村から岐阜県（三郡長）に組全図と字絵図が進達された。この時に提出された正本一通が現在法務局に保管されている旧土地台帳附属地図の系列^{二九}と考えられる。

②測量技術伝習所の実態

土地台帳制移行期、測量技術師育成のために運営された吉城郡の測量技術伝習所（以下、「伝習所」）については、細江村行政資料から明治二十年三月成立の規則に基づいて古川町内に設置され、四月以降に測量技術者候補生が通った事実が分かるが、その詳細は判然としなかった。しかし、伝習所に通った生徒の家系である清水家の資料を偶然拝見する機会があり、その実態が浮かび上がってきたため本項で紹介したい。清水家は当時、吉城郡国府村（現・高山市国府町）に住し、一族の清水春之助（裏表紙には美晴とあり）が国府村鶴巣周辺の丈量を担当した。この春之助が通った伝習所の生徒心得書の写し（図5）が残存している。生徒心得書は明治二十年六月に作成され、伝習所に通う生徒の心構えや習得する測量技術の概要、卒業後の役割や伝習所の関わり等が記され、各生徒の署名押印がなされている（本資

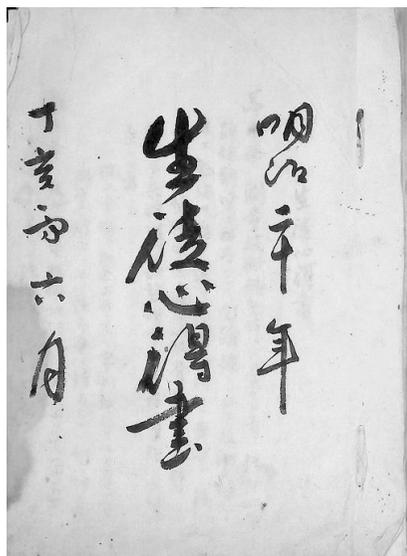


図5. 明治20年 測量技術伝習所生徒心得書

料は写しのため押印は無い。生徒の構成は吉城郡内の各町村居住者の他、郡外の白川村・高山町・丹生川村の者も確認できる。心得書の条文は全十二条の箇条書きで、内容を要約すると以下の事が記されている(翻刻文は本稿の末に紹介したため合わせて参照されたい)。

・生徒は伝習所の規則を守って勉学に励んで速やかに卒業し、卒業後は各戸長役場土地整理委員の指示に従って筋骨測量・割込丈量を本務として従事する(第一条)。

・実施する土地整理事業及び測量業務(筋骨測量等)の概要や注意点、測量士の心構え等(第二―七条)。

・測量伝習所を卒業後に現地作業で難渋するときは監督員巡回の際、实地にて指揮を受けること(第八条)。

・生徒卒業の際に認定する甲・乙・丙の等級に応じて行える業務を定める(第九条)。等級は実地の事業進捗や誤りに応じて、監督員が認めるところによつて繰上および降格することがある(第十条)。

・等級によつて日給金を定めるが、村々の土地の状況も勘案して相当の日給を定めるものとする(第十一条)。

・監督員は卒業後の測量士の態度や能力を見定め、伝習所へ報告する。伝習所は報告によつて測量士の進退や給額を定め、都度各町村戸長役場に報告する(第十二条)。

この心得書からは、土地整理事業における伝習所の役割が判明する。測量技術を生徒に習得させることに加え、生徒の卒業時に技能によつて等級を決定していた。等級は甲種第一―三級、乙種第一―三級、丙種第一級の七段階であり、上位の等級であるほど実施できる測量内容が増加する。そのことが定められた第九条を抜粋すると以下の通りである。

「第九条 生徒卒業ノ上ハ業級及ヒ事業ヲ定ムル事左ノ如シ。

甲種第一級 国郡界実測其他筋骨測量ヲ許ス

甲種第二級 村界大河其他筋骨測量ヲ許ス、ナル筋骨測量ヲ許ス(原々)

甲種第三級 組界字界其他小周囲ノ筋骨測量ヲ許ス

乙種第一級 市街地縣道里道作道溝渠ニテ筋骨トナル小周囲ノ実測ヲ許ス

乙種第二級 縣道里道作道溝渠ニテ筋骨トナル小周囲ノ実測ヲ許ス

乙種第三級 作道溝渠ニテ筋骨トナルヘキ周囲ノ実測ヲ許ス

丙種第一級 筋骨周囲測量点百点以内ノ部ノ測量ヲ許ス

但、甲種測者実地測量ノ際一ヶ月以上ノ随行シタル後独立実測ニ着スヘシ」

各卒業生がどの等級に認定されたかについては、『土地整理ニ関スル綴』によつて古川町の実態が確認できる。古川町の卒業生十七名(うち一名は高山町居住)のうち、最上級は甲種第三級で六名であった。次いで乙種第一級が三名、乙種第二級が二名、乙種第三級が四名、丙種第一級が二名であった。

甲種第三級は組界字界の筋骨測量(筋骨測量の内容は後述する)が可能で、古川町以外の実態が不明なため一概には断定できないが、少なくとも古川町では本事業に関わる伝習所の卒業生は最高でも甲種第三級の技能を持つ者があれば足り、国郡境(甲種第一級)や村界大河

(甲種第二級)の測量作業実施までの技能は要求されていなかったと言える。なお、甲種第一級は一ヶ月以上の随行による実務経験が必要であり、求められる技術も相応に高かったと想定される。

伝習所が認定した等級に応じ、戸長役場が測量士に支払う給額も変化した。心得書十一条に等級のみではなく、現地の状況により給額は変化することあるため、給額決定に際して伝習所がどの程度の権限があったかは不明な部分も多いが、一定程度の関与は想定される。古川町における各測量士の日給額を確認すると、甲種第三級が二十銭、乙種第一級が十五銭、乙種第二級が十二銭、乙種第三級と丙種第一級は十銭であった。このように、

等級によって給額にかなり開きがあることが伺える。

その他、心得書の末には伝習所教師の記載があり、愛知県下熱田大傳馬町（現：名古屋市）居住の浅井忠右衛門という人物が担当していたことが分かる。細江村行政資料によると浅井はその後も伝習所の監督員（巡回教師）として職務にあたったことが確認できる。監督員の役割は第八条・十条〜十二条にある通り、卒業後の測量士の監督・管理であった。このように、吉城郡の伝習所は愛知県から技術者を教師として雇い入れ、土地台帳の調整及び絵図の作成に必要な測量士の育成を行うとともに、卒業後の測量士の管理や戸長役場との調整も担っていた。測量士は各自の能力に応じて等級が認定され、等級によって実施できる業務内容が厳密に定められていた。以上から、伝習所は測量技術の研修に留まらず土地整理事業全体に関与していた実態が垣間見える。これらからは、地図調整の根幹を成す測量士の育成を行うことで土地整理事業全体の測量精度を担保しつつ、進捗を厳密に管理するという岐阜県の姿勢が表れていると言えよう。

三、各地籍図の特徴と残存状況

（一）飛驒地方で作成された地籍図の種類と特徴

前項までの経過から、飛驒地方で統一的に作成された地籍図は以下の二類であると想定される。

○地租改正地引絵図

○地押調査更正地図（旧土地台帳附属地図）

飛驒地方では壬申地券地引絵図は基本的に作成されず、地租改正にあたって地租改正地引絵図（改租図）が全域で作成されたと考えられる。但し、飛驒市行政資料には明治六年以降作成の耕地絵図が散見される。これらの図の位置づけを本稿では明確にし得ないが、改租作業に伴って作成された

可能性がある。その後、明治十年代後半には地押調査更正地図が作成され、旧土地台帳附属地図として使用された。さらに同図は岐阜県の方針で地籍編成事業としても調整されたため、地籍地図としての性格も帯びている。飛驒地方は改租図の精度不良から全土再丈量を命じられたため、この地押調査更正地図が画的に残存していると想定される。

本章では、飛驒地域で作成されたこの二種類の地籍図について、それぞれ作成にあたって実施された測量・作図手法を整理し、図自体の特徴や測量精度を分析したい。

①改租図の測量・作図方法

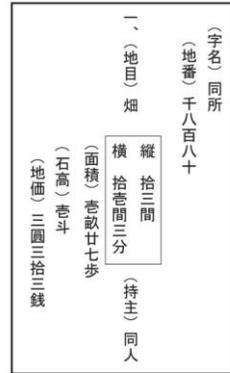
改租段階における測量作業の手順はどのようなものであっただろうか。これまででは、飛驒地方において実施された測量の手法は丈量図が確認できないため不明^①とされてきた。しかし、千代の松原公民館保管の明治六・七年太江村の『地券野帳』(図6)を確認すると、各土地の「縦」「横」(宅地や寺社等は東西南北の四辺の長さ)を測っていることが確認できる。この記載から、改租作業にあたっては土地を長方形に見立てて十字に縄を張って測る「十字法」^②によって実施したと判断できる。さらに同資料には日勤記録として従事した者の氏名・役割が記されている。例えば明治六年四月二日に太江村字久保田・下番場において実施した丈量記録を見ると、絵図を持ち或いは描く「絵図」が一名、地券野帳に記録する「帳方(筆者)」が一名、土地の十字方向に立てる梵天・四方に立てる細身竹を持つ「棒持」が八名、十字の縄を持つ「縄取」が二名、中央に十字器をあてる「十字」が一名、距離を測る間竿を持つ「間竿」が一名、広い土地を測る際に間竿の代わりに用いる間縄を持つ「尺取」が二名、以上計十六名で作業を行っている。この構成は江戸時代に行われた十字法による検地の



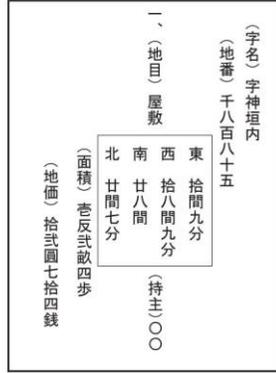
明治六年太江村地券野帳 (第拾七号)



記載内容の一部



記載例 (耕地の十字計測)



記載例 (宅地の四辺計測)

図6. 明治6年 太江村地券野帳 (第拾七号)

手法と同様であることを示している(図7)。十字法は複雑な手順を踏まないため簡便であるが、不整形の土地であっても目算で長方形に見立てるため誤差が大きい。以上のように、飛騨地方では地租改正にあたって江戸時代以来の手法である十字法によって丈量していたと断定できる。

丈量の結果作成された絵図はどのようなものであっただろうか。明治9年に筑摩県より示された地引帳と絵図の雛形(図1)によると絵図は田・畑・宅地等の地目ごとに色分けするように示されている。さらに土地の情報として、字名・地番・地目を記載している。市内で確認できる改租図は概ね雛形に従って作成しているが、オリジナルの要素を追加する場合も認められる。例えば神岡村殿組の改租図には、各土地の所有者が記されている。

さらに絵図は神社仏閣の鳥居や建物、橋・石垣等の構造物を写実的に描いていることも多く、近世絵図の要素が一部残る。

改租図の地図としての精度はどうであろうか。改租図のもとになったと考えられる明治七年の太江村耕地絵図の下図(図8)からは作図の第一段階の様子が伺える。図は和紙に筆で描いたもので、現地確認の記録として朱書きが一部確認できる。また、署名から田近基徳副戸長をはじめとする村の役員によって現地調査が行われていることが分かる。しかし、作図に際して測量した痕跡は見当たらない。さらに完成した各地の改租図を確認すると、土地の形状の記載は下図の段階と大差無いように見受けられ、筑摩県が示した雛形にも図作成に関する測量に関する規定が無い。以上から、改租図はあくまで一枚の絵図に村内に存在する土地の位置・配置を示すものであり、図面自体の精度は求められていなかった可能性が高いと判断できる。さらに道路・水路等の土地は丈量の対象ではないため、改租図における記載も道路・水路は大大

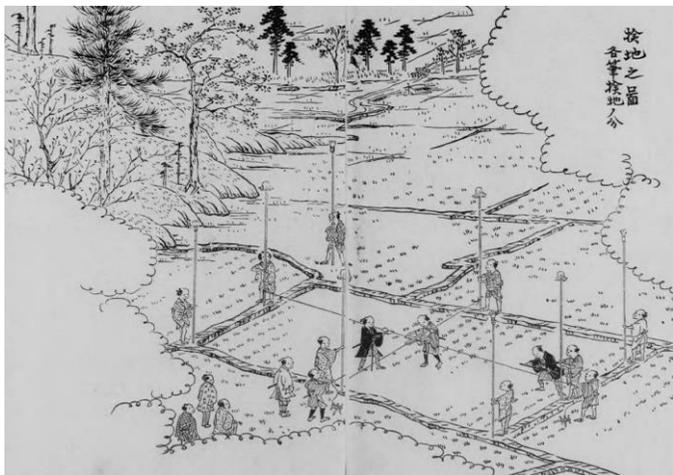
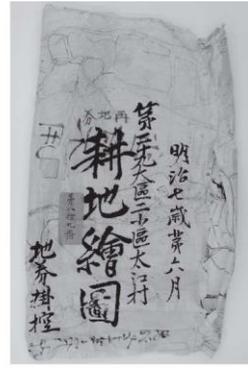
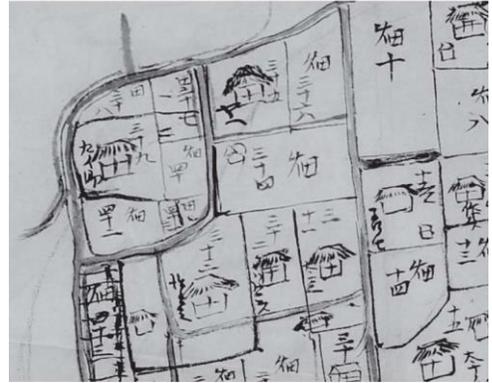


図7. 検地之図 (『徳川幕府縣地要略』 国立国会図書館デジタルコレクションより引用)



明治7年太江村耕地絵図面



一部の絵図拡大(字巾上、明治6年4月作成)

図8. 明治7年 太江村耕地絵図(地券掛控)

かな形状や配置を示すにとどまっている。このため、明治九年以降に実施された地籍編纂事業ではこれらの要素について追加測量が必要となった。以上のように、飛騨地方で作成された改租図は実測に基づいた地図ではないため精度が低かった。このような状況が土地台帳制への移行にあたって再丈量を命じられた要因になったと推測される。

②地押調査更正地図の特徴

明治十八年以降に実施され、明治二十一年前後に作成された地押調査更正地図は、改租図とは対称的に地図の測量精度が重視された。この時期に岐阜県内で行われた土地整理作業は、県が交付した『地籍編集心得書』に従って実施され、飛騨地方についてはさらに『丈量誤謬地整理順序』が通知され、細かく手法が示されている。これによると、丈量及び製図作業は「丈量製図等ノ技術ニ熟スル適応ノ者(第一条)」によって実施されるも

のとされ、特別な測量技術を持たない村民によって実施した江戸時代や改租段階とは一線を画している。整理順序には、「筋骨測量」等の具体的な測量手順も定められている。飛騨市所蔵の更正地図の作成年は明治二十一年に集中していることから、各町村は県が示したこれらの基準に従って短期間に集中して丈量作業を実施したと想定される。作成した字絵図の縮尺は千分の一^①であり、方位も記されている。なお、『丈量誤謬地整理順序』に「実地丈量ハ耕地及耕地地ニ在又ハ接近セル藪林芝地ノ類ニ止メ：旧ノ儘据置クモノトス(第五条一項)」とある通り、山林や芝地等の非耕地に関しては必ずしも全ての土地で実地測量が行われたわけではない模様である。地押調査更正地図の作成過程については次項で整理する。

③地押調査更正地図の測量・作図方法

飛騨地方における地押更正地図の作成過程は、『丈量誤謬地整理順序』や旧細江村の行政資料から以下の手順によって実施されたと推測できる。

【地押調査】

①各町村在来の帳簿図面(改正地引帳等)の情報をもとに実地の取り調べを行い、現地状況との齟齬を確認。

②開墾地や落地等の訂正・変換処理を行う。

【測量作業・地図調整】

①中方儀・小方儀等の測量器具を用いて道路・水路・河川等の土地の筋骨部分を精密測量する(筋骨測量)。

②作成した筋骨図を基礎として三斜法によって毎筆の測量を行い、丈量野取帳を作成する。野取帳にはあらかじめ改正地引帳の情報^②や地押調査によって判明した異動の情報を一筆一紙^③ことに記入しておく。現地における測量を実施する。測量結果や誤謬訂正の記録

をもとに赤字で訂正書きする（毎地丈量）。

③字ごとの筋骨図を原図とし、毎地の地割・地番・地目等を記入して割込図を作成する（割込作業）。

④割込図をもとに字絵図・縮図を作成する。字絵図は地目ごとに色分けを行う。さらに字番号順に編冊して表紙をつける場合がある。

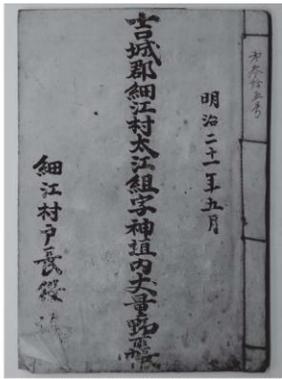
作業は第一に地押調査を行い、土地の異動や見落とし等の齟齬を訂正する。これは誤った情報や土地境界が未確定な状態では測量・製図に支障が出る恐れがあるためである。地押調査の後に精密な測量作業と製図作業を行う。この地域の測量手法として特徴的なのが最初に道路・水路・河川等を精密に測量するという手順を踏むことである。この手法は当時の資料に「筋骨測量」と見える。岐阜県が各町村に布達した『地籍編集心得』において「国郡村字界及ヒ道路堤塘河溝等ノ製図上筋骨トナルヘキモノハ実地精密測量・量スヘシ（第四条）」とあり、飛騨国町村に限って宛てた『丈量誤謬地整理順序』にも「毎筆ノ取調ヲ為スニ先タケ組ノ周囲及字ノ境界■道路堤塘河溝等製図上筋骨トナルヘキモノヲ測量」（第五条二項）」とあり、これらの規定に沿った用語である。古川地域では現在のトランシットに相当する中方儀^{三三}を用いて筋骨測量を行っている（図9）。この際に行われた測量技法について旧細江村の現地実測手帳（図10）を確認すると、基準点から測点（道路・水路の中央）との角度を測って距離を算出する「三角測量」の技法を用いていることが確認できる^{三三}。その後、筋骨測量によって作成した筋骨図をもとに毎地丈量を行って丈量野取帳（図11）を作成し、さらに筋骨図に地割・地番・地目等の情報を書き込んで割込図（図12）を作成する。この割込図^{三七}が最終的に作成される字絵図の原図となる。さらに割込図や丈量野取帳をもとに、戸長役場に備え付ける

ための土地台帳・名寄帳・一筆限地価帳といった帳簿類を作成する。毎地丈量の測量技法について丈量野取帳を確認すると、土地を最小単位の三角形に分割して面積を求める「三斜法」を用いていることが分かる。実際の作業は角度器（図13）によって直角を確認しながら、間縄を用いて三辺を測定した。三斜法は改租段階で行っていた十字法より誤差が少ない技法であり、大蔵省が布達した『地租条例取扱心得書（第三条）』や岐阜県令『地租条例取扱手続』^{三三}においても三斜法によって実施することが定められている。

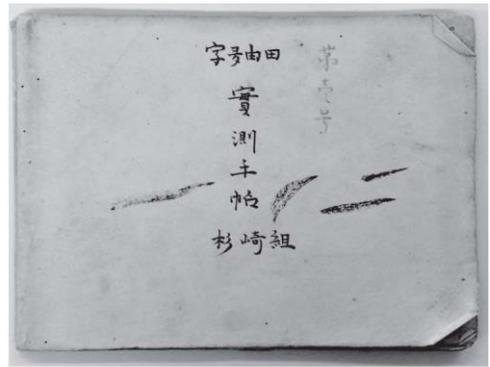
このように、飛騨地方における地押調査更正地図作成は筋骨部分を三角測量によって、毎地丈量を三斜法によって実施したことを確認した。現在、いずれの技法もしばしば用いられるため、精度は担保されていないものの改租段階と比較すると測量技術の明確な進歩が確認できる。ただし、三斜法による毎地丈量は土地台帳に記載する土地の面積計算を主目的とし、測量にあたっては端数の切捨て処理を行っている^{三五}。さらに岐阜県における地押調査更正地図の作成は筋骨図が基礎となっていることから、地籍図の精度向上に直接寄与した要素は筋骨図作成にあたって実施した筋骨測量（三角測量）にあったと言える。



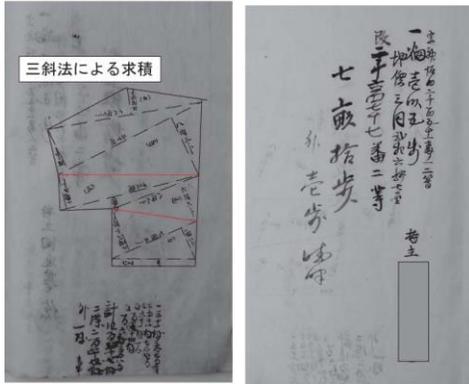
図9. 旧小鷹利村中方儀（千代の松原公民館保管）



明治二十一年 細江村太江組字神垣内丈量野取帳

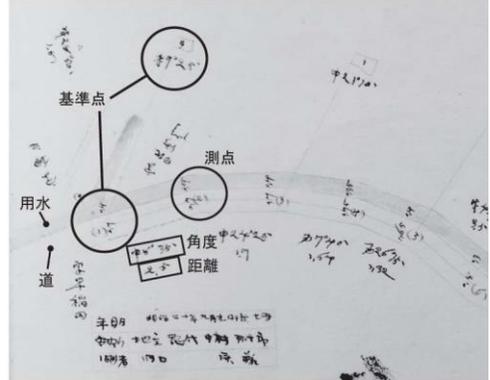


細江村杉崎組筋骨測量実測手帖 (第巻号 字多由田)



一部抜粋 (測線は見難いため加筆)

図 11. 明治 21 年 細江村太江組字神垣内丈量野取帳



計測手帖の一部拡大

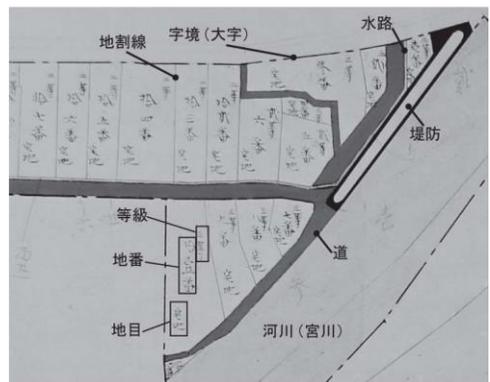
図 10. 明治 20 年 細江村杉崎組字多由田実測手帖



図 13. 角度器作成見本 (細江村『土地整理関係書類綴込』)



明治廿一年実地割込図 (古川町壹之町組)



割込図一部拡大 (記載事例)

図 12. 明治 21 年 古川町壹之町組実地割込図

(二) 各絵図の保管の現状と種別

飛騨市が所蔵する地籍図の保管状況は平成十六年(二〇〇四)の市町村合併前の旧自治体単位によって異なる。本稿では調査対象となる城館跡周辺の地域に限定して飛騨市保管の地籍図の残存状況を確認し、結果を江馬氏城館跡(表2)と姉小路氏城館跡(表3)に分けて整理した(各拠点には金森期の城館も含む)。飛騨市のうち神岡町・古川町・河合町が対象となるが、河合町は小鷹利城の一部範囲に含まれるのみであるため、基本的に神岡町・古川町について言及する。

① 現存する図の種類

これまでの検討によって、飛騨地方の地籍図の作成段階は概ね共通し、飛騨市が所蔵する地籍図は改租図(a)と地押調査更正地図(b)に分類できることを示した。aは、明治九年前後に作成された地租改正地引絵図である。基本的に美濃和紙を継いで描いた一村全図の大判の絵図で、地目毎に彩色している。図の特徴は前述の作成過程の通りである。bは、土地台帳制移行に伴って作成された絵図であり、さらに現在確認できる絵図として①全図・②割込図・③字絵図・④旧土地台帳附属地図の四類として便宜的に区分した。①全図は大判の村限図である。一枚の続紙に大字内の地域を書き入れた大判の村限図である。基本的には字境と官有路・水路のみが記されている。②④は字限図である。このうち②割込図は前項で述べた通り、割込作業の際に作成された作業段階の地図である。割込図には地割線の他に地目・地番を記載している。

旧村	大字	確認した絵図					範囲内対象 武家拠点
		a. 改租図	b. 地押調査更正地図				
			①全図	②割込図	③字絵図	④旧土地台帳附属地図	
阿曾布村	吉田	●	○	—	○	○	傘松
	釜崎	●	○	—	○	○	傘松
	麻生野	—	○	—	—	○	洞
	石神	—	○	—	—	○	石神
	和佐保	—	○	—	○	○	高原諏訪
	殿	●	○	—	○	○	東町・下館・高原諏訪
船津村	船津	●	○	—	○ (昭和3調整)	○	東町
	東町	●	○	—	○	○	東町
	朝浦	—	○	—	○	○	東町・八幡山
	土	●	○	—	○	○	土
	牧	●	○	—	○	○	土
袖川村	寺林	○	○	—	○	○	寺林・傘松
	西	○	○	—	○	○	政元
	山田	○	○	—	○	○	政元

「○」=税務関係行政資料、「●」=旧神岡町史編纂室蔵、「—」=未確認

表2. 地籍図保管状況 (江馬氏城館跡)

旧村	大字	絵図					範囲内対象 武家拠点
		a. 改租図	b. 地押調査更正地図				
			①全図	②割込図	③字絵図	④旧土地台帳 附属地図	
古川町	上町	●	— (※)	●	—	○	古川
	是重	—		●	—	○	古川・増島
	向町	●		●	—	○	古川・増島
	殿町	● (古川町)		●	—	○	増島
	巻之町			●	—	○	増島
	弐之町			●	—	○	増島
	三之町・ 川原町			●	—	○	増島
	上気多	●		●	—	○	増島
	中気多	●		●	—	○	増島
	下気多	● (下気多)		●	—	○	小島
細江村	沼町	●	— (※)	●	—	○	小島
	杉崎	●		●	—	○	小島・岡前
	太江	●		●	—	○	小島
	袈裟丸	●		●	—	○	岡前・野口
	野口	●		●	—	○	野口
	未真	●		●	—	○	野口
小鷹利村	高野	—	— (※)	●	—	○	古川
	中野	●		●	—	○	岡前
	下野	●		●	—	○	岡前
	信包	●		●	—	○	向小島・ 小鷹利
	笹ヶ洞	●		●	—	○	向小島
	黒内	●		●	—	○	小鷹利
河合村	稲越	△	—	—	—	○	小鷹利

「○」=税務関係行政資料、「●」=千代の松原公民館蔵、「△」=河合村誌関係資料、「—」=未確認

※古川町内の全図は一挙に巻いて保管している状況であったため、実見せず内訳不明。

表3. 地籍図保管状況 (姉小路氏城館跡)

割込図は図郭が広範囲に亘る場合は分割図として作成し、山林部分は記載されない場合が多い。彩色は限定的であり、基本的に筋骨部分の道（赤色）・水路（水色）・堤防敷（黒色）のみなされている。このように割込図は完全な情報が記載されているわけではないが、後世の書き込みが無いため作成当初の土地の様相を確認できる。③字絵図は、小字毎に一枚の紙（対象となる字の広さによっては続紙）に描かれ、大字境・小字境・道・水路の他に土地境界や地番・地目・等級が記され、一筆の地目毎に色分けされている。基本的に後世の加筆は無く、作成当時の土地の情報が記された完成形の地籍図と言える。④旧土地台帳附属地図は、③をベースとして昭和期まで加筆訂正が繰り返しの形跡が見える字絵図である。この図は大部分を税務関係の行政資料として保管し、郡役所に提出された土地台帳附属地図の副本と想定される。③と④については、割込図と違い一枚紙に図郭が収まらない場合でも継紙をして一枚の絵図として作成している。また、道が赤色、河川・水路が水色、宅地が桃色、原野・芝地・山林を薄緑色、寺社地・墓地が茶色でそれぞれ部分的に彩色されている。しかし、彩色は③④で若干差異があり、田畑について③はいずれも彩色していないが④は田のみ黄色で彩色している。

②神岡町における地籍図の現存状況

旧神岡町（船津町・阿曾布村・袖川村）については、既に先行して実施した町内の殿坂口遺跡における地籍図の調査報告^{四〇}でも述べたが、税務関係の現役の行政資料として全図（b-①）・字絵図（b-③）・旧土地台帳附属地図（b-④）が確認できる。aの改租図について、一部の地域の図がかつて各組から神岡町に寄贈され、現在は旧神岡町史編纂室で保管している^{四二}。ただし、旧袖川村分は税務関係の行政資料とともに保管

している。さらに旧神岡町史編纂室には個人宅伝来資料^{四三}も見える等、神岡町の改租図は地区によって現存状況に偏差があり、基本的に組ごとに保管していたと考えられる。なお、改租図に対応する改正地引帳についても、旧町史編纂室資料で確認できる地域とそうでない地域がある。

③古川町における地籍図の現存状況

古川町（古川町・細江村・小鷹利村）も神岡町と同様に、旧土地台帳附属地図（b-④）を税務関係の現役の行政資料として一括保管しているが、その他の地図は千代の松原公民館で保管し、改租図（a）・全図（b-①）・割込図（b-②）が確認できる。このうち改租図（a）は、是重・高野といった一部の地区を除いて確認でき、対応する改正地引帳も一括保管している。なお、改租図は元々の保管状況から劣化している場合が多く、今回は所在確認を基本としたためすべて詳細に実見したわけではない。全図（b-①）は、神岡町の全図と同様のものと想定されるが、すべての大字分をまとめて巻紙保管しているため、資料の状態から今回は実見しなかった。そのため大字ごとの残存状況は不明である。割込図（b-②）については、古川町のうちでも更に昭和三十一年（一九五六）に合併する以前の三町村（古川町・細江村・小鷹利村）ごとに保管状況が異なる。旧古川町は大字ごとに表紙を付して綴じているが、旧細江村分は大字ごとに巻紙保管している。旧小鷹利村分は綴じていない状態で纏まって保管しているが、大字笹ヶ洞や大字黒内等は紙製の表紙袋が残っているため、元々は大字ごとに袋に収納した状態で保管されていたものと考えられる。この他、千代の松原公民館には地籍図の関連資料が多数現存する。毎筆ごとの土地の情報や三斜法による測量結果が記載された『丈量野取帳』は、詳細な残存状況は未調査ながら多くの地域の分をまとめて保管している。さらに細江

村・古川町については前項の通り事業の経過が分かる資料が現存し、細江村・小鷹利村については筋骨測量の現地手帳が現存している。これらの資料によって当時の事業経過や測量手順の詳細が判明した。

④旧町村による保管状況の差異について

以上から、神岡町と古川町における地籍図の保管状況を整理する。改租図(a)について、古川町は旧村(古川町・細江村・小鷹利村)単位で一括保管しているが、神岡町は旧袖川村以外の旧神岡町・旧阿曾布村においては細かな組単位に保管していたものと想定される。地押調査更正地図(b)については、地域によって保管状況に差異がある。どちらの地域も旧土地台帳附属地図(b-④)を税務関係の公文書として保管していることは共通する。神岡町では全図(b-①)・字絵図(b-③)を税務関係の行政資料として保管しているが、途中段階の割込図(b-②)は確認できない。古川町では全図(b-①)や割込図(b-②)を千代の松原公民館において保管しているが、完成形の字絵図(b-③)は確認できない。

神岡町・古川町の保管状況をまとめると、神岡町の改租図は旧袖川村を除く地域は町史編纂資料として保管している。古川町の改租図は基本的に千代の松原公民館で保管している。地押調査更正地図について、神岡町は多くの絵図を税務関係の行政資料として保管している。古川町では旧土地台帳附属地図のみ税務関係の行政資料として保管し、その他は関係する資料とともに千代の松原公民館に保管している。このように、飛騨市内の各種地籍図の残存状況は地域によって差異がある。これは地租改正や土地整理事業における途中段階の資料の作成や保管に関しては地域の裁量によるところであり、各村や組の考え方によって残存する資料や保管の状況が異なっていた様子を示している。しかし、飛騨市の地籍図や関係する資料の

残存状況は、今回確認した地区のみで判断しても全体として良く残存していると言えよう。

四、武家拠点周辺の景観復原の手法

前項までの検討によって飛騨地方では段階によって改租図・地押調査更正地図という二種類の地籍図が作成され、その現存状況は地域によって差異があることを確認した。これらの状況を踏まえた上で、本章では武家拠点周辺の景観復原検討の手法を整理したい。

(一) 主に検討に使用する地籍図の選定

現存する地籍図の中から、武家拠点周辺の調査にあたって主に検討に使用する地籍図を地域ごとに判断した。中世まで遡って景観を復原するためには、より古い段階の図を使用することが望ましいというのは勿論であるが、精度の高い調査を行うために一定以上の測量精度が担保されている必要がある。前項の検討から、飛騨地方では地押調査更正地図の測量精度が高いということが確認できた。さらに各地籍図の作成過程を追う中で、古い段階の地籍図には省かれている情報があることが判明した。例えば改租図段階では道路や水路については配置を示すのみで丈量は行われなかった。さらに地押調査において、改租段階からの土地の異動だけではなく元々の落地訂正が多く散見されることや、岐阜県が多種多様な土地をどの地目として判断し丈量するかを詳細に指示している状況^{四三}は、それ以前の改租段階ではそうした基準が明確ではなく正確な土地の情報が把握できていなかった可能性が高いことを示している。

以上を踏まえると、飛騨地域において地籍図の測量精度が一定程度高く、作図当時の土地の状況を詳細に把握できる地籍図は地押調査更正地図で

あり、本稿のように地域の詳細な土地の情報を把握する目的には当該図の使用を基本とすることが望ましいと考える。さらに地押調査更正地図のうちでも、可能な限り後世の修正が少ない図を使用すべきである。このうち税務関係の行政資料である旧土地台帳附属地図は後年の訂正が多く、特に市街地は作成当初段階の状態が確認できないほど訂正を繰り返した地図もある。そのため、字絵図や割込図といった当初段階から加筆が無い図があればそちらを使用すべきである。以上から地区^④の残存状況を勘案し、神岡地区については後世の変更が少ない薄い和紙に描かれた字絵図の副本を主に使用し、図が残存しない地域のみ旧土地台帳附属地図を使用した。古川地区については字絵図が確認できないため割込図の使用を基本としつつ、当該図では確認できない山林部等については旧土地台帳附属地図を使用した。なお、改組図は地押調査更正地図と比較して測量精度は低い^⑤が十年以上古い段階の図であるため、地理的な変遷を確認するためには有用である。そのため、近世の絵図と合わせて遡及検討する等、必要に応じて副次的に用いることとした。

(二) 地籍集合図作成の手順

歴史地理的調査に使用する景観復原図の作成手順は、第一に地籍図の情報を統合した地籍集合図を作成し、その図に必要な要素を書き加えるものである。その基本となる地籍集合図の作成について、筆者が行った手順を一例として紹介する。手法としては対象地域の地籍図を撮影し、その画像をもとにトレース作業を行うというものである。撮影に際しては古文書・歴史資料の撮影と同様に垂直方向のカラー写真を撮影する。写真には重ね合わせ作業のためにスケールを写し込む。その後の作図作業は Adobe Illustrator を使用してデジタルトレースを^⑥行った。作業内容として

は、現在の地形図をベース図として地籍図を重ね合わせて地割線を実線^⑦、字境線を破線（大字と小字で線分の太さや破線の間隔を変えている）、水路・河川を波線で記載する。一筆ごとの地目については、岐阜県中世城館跡総合調査報告書^⑧に準拠して宅地を「○」とする等、記号化して記入する。さらに可能な限り線や記号が重ならない位置に小字・大字名を記入し、スケール・方位・凡例を記入して地籍集合図を調整する。もとなる字絵図の縮尺は千分の一であるため、現在の地形図に合わせやすい。方位も記入されているため重ね合わせの参考になる。ただし、方位は実際と合わないことも多いため適宜調整している。字絵図はその作成過程から測量精度がある程度高いため、街路・水路は現在の地形図と重ねても概ね合うことが多い。また、図を合わせる中で現地に残る古い道や水路の地割が浮かび上がることも多い。しかし、耕地・宅地等は筋骨図に割込んで記入し、その後には字^⑨ごとに調製するという作図工程であるため、耕地・宅地の地割や字同士の整合は必ずしも精度が高いとは言えない。そのため、個々の地割や字絵図同士を接合する際は必ずと言って良いほど不整合が生じてしまう。しかし、調査の目的は一枚の図面として完結させ、全体の地理的条件を概観することが目的であるため、多少の誤差があっても判別して合成している。実際の作業としては、明治の地籍図と比較して現在の地形図でも確認できる街路・水路といった筋骨部分を基本位置として合わせつつ、宅地・耕地はノビ・ズレを修正しながら現在の地形図に重ねていった。さらに山林部分は往々にして精度が低く、現地形図と地割線は合わないことが多い。そのため絵図全体を観察しつつ、尾根谷線を地割線と仮定する等、現在の地形図に合うように線を引き直している。

旧土地台帳附属地図を使用する場合は、後世の変更状況を判別削除して可能な限り当初の様に復原している。特に東町城の拠点地域内にある神

岡町大字船津は明治二十八年（一八九五）の船津大火後に街区が大きく変更され、他の地域に認められる明治二十一年（一八八八）の地籍図が確認できないという資料上の制約がある。そのため、大正年間の街区変更後に作成された昭和初期の字絵図を基本として、近世の絵図や改租図も合わせて参照し、明治初期段階の街区・地割を推定復原した。

③ 諸要素の把握と図化手順

前項の手順によって作成した各武家拠点周辺地域の地籍集合図について、さらに景観復原のために把握すべき諸要素の調査手順を整理する。

① 対象範囲の図郭について

景観復原図は、対象となる武家拠点を中心として捉え、その周辺地域において関連性が高い要素を網羅的に把握できる範囲を設定する必要がある。飛騨市では、江馬氏下館跡周辺の村落調査によって、拠点地域の端や街道の結節点に寺社が配されていることが判明^{四七}している。その様相を基本として、他の対象地域についても、地区に点在する寺社が可能な限り収まるよう広域的図郭を検討した

② 周辺地形との対照とベース図の選定

山地・河川・微高地・河岸段丘・後背湿地といった地形条件を地籍図と併せて確認すると、集落の変遷の経過をより現地に則した地理的視点から検討することが可能になる。地形の図化にあたっては現地形図（岐阜県GIS）を使用する他、微高地や山林部の平坦地をより直感的に確認できるように、別途業務で作成した赤色立体地図をベース図として使用している。本稿は赤色立体地図の使用を基本とし、赤色立体地図が未作成の東町城に

ついては公開済の微地形表現図（岐阜県CS立体図）^{四八}を使用した。

③ 武家拠点の範囲・遺構の分布

各武家拠点のうち、山城跡（小島城・古川城・野口城・向小島城・小鷹利城・高原諏訪城）については、城郭遺構の分布状況によって城域と推定される中枢区域を図示した。また、広義の城域と考えられる山塊全体を可能な限り図郭内に収めることを基本とした。山城の城郭遺構については、堀切・虎口等の遮断遺構は城域や敵対勢力・拠点集落の方位を判断する材料となる。さらに局所的に確認できる石垣については、拠点地域との対応を検討する素材となる。これらは現段階で確認できる残存状況をもとに図示した。

平地の城館跡については、既往の調査で推定できる範囲や遺構の位置を示している。江馬氏下館は発掘調査によって敷地の区画や空堀の位置・規模が判明している。そのため、館の最終段階であるⅡB期の空間構造^{四九}を図示した。同様に増島城も発掘調査によって推定される曲輪・水堀の位置・規模^{五〇}を図示した。岡前館は伝承地である河岸段丘上の方形区画を館跡と推定した。東町城は小島道裕による近世絵図・地籍図の検討^{五一}から城郭と想定できる中枢区画を城域と推定した。

④ 寺社

既に述べた通り、城館跡の周辺地域に所在、または過去に存在した寺社は、武家拠点や集落の変遷に重要な役割を果たした可能性が想定される。そのため、地籍図作成当時の状況のみならず、近世まで遡ってその要素の存在・位置を把握することとした。近世段階においては宝暦除地帳^{五二}といった寺社関連史料や『飛州志』^{五三}、『斐太後風土記』^{五四}といった地

誌を参照した。さらに、明治期の各地域における寺社の様相について、古川町については飛騨市行政資料に以下のような資料が現存する。

・『明治二年至明治二十二年 社寺古書類編冊』(古川町)

・『明治八年七月至十六年 社寺堂書類綴込』(細江村)

・『自明治七年至明治廿四年 社寺木数反別図面取調書類』(細江村)

・『明治十一年 社寺綴込』(小鷹利村)

・『社寺関係書』(小鷹利村)

・『社寺明細及立木調書』(小鷹利村)

・『社寺明細並絵図面』(小鷹利村)

・『社寺明細并二絵図面』(小鷹利村)

いずれも明治初期における社寺関係の文書をまとめて綴じた資料であり、内容としては各地に所在する寺社の由緒や位置が確認できる。神岡町については、主に『神岡町史』^(五五)を参照した。以上のような資料をもとに、可能な限り古い段階の名称・位置を景観復原図に図示することとした。例えば、古川町太江の高田神社は、近世以前は白山神社であった。神岡町船津の大津神社は、明治中期までは諏訪神社であり、高原川沿いに存在した。いずれもより古い段階の名称を図に記載している。

さらに明治期に合祀した小規模な神社についても、改正地引帳・地籍帳・旧土地台帳を参照すると地番や所有者名から位置を推定できる場合がある。例えば古川町太江の諏訪社は、近世絵図や明治当初の社寺関連資料から近世には所在が推定できるものの、地租改正時には記録が確認できないことから位置特定が困難である。そのため、絵図・字名の記載や旧土地台帳で村抱えや共有地であることなどを総合的に判断し、推定位置を図示している。

なお、岡前館の近接地には古代寺院の杉崎廃寺(古川町杉崎)が所在し、

発掘調査成果によって寺域や伽藍中枢域が推定できる^(五六)。年代的に岡前館跡と直接的な関連は薄い^(五七)が、地域全体の要素と地理的変遷を把握するため範囲を図示している。

⑤街区・集落

地籍図作成段階における集落の分布や城跡・街道との位置関係を基本としつつ、他の資料と比較検討してさらに古い段階の集落の変遷を推測する。本稿では基本的に宅地が二筆以上群集している地区を集落と判断して図示した。また、間口が狭く奥行が長い地割が連続する「短冊型地割」や、間口と奥行の長さの差が少ない「ブロック型地割」といった要素は、いずれかの段階で計画的に施行された地割と判断できる。さらに道路に囲まれた長方形型の街区は「長方形街区」と呼ばれる。特に短冊型地割と長方形街区のセット関係は、近世城下町の町人町に多く見られ、計画的な街区設定が想定される要素^(五七)とされる。飛騨市では増島城・小島城・東町城といった拠点地域では短冊型地割と長方形街区のセットを確認できる。これらの地区には「一番町」「本町」等といった町場の字名が残り、武家拠点と密接に関連する地点に位置している。よって、これらが確認できる街区は通常の集落と区別して図示している。特に増島城については近世絵図から城下町の範囲が推定できるため、可能な限り近世段階の街区を復原図示した。

⑥埋蔵文化財包蔵地

対象となる中世から近世前期の年代はもとより、その以外の時代も含めた地理的変遷を広く把握するため、埋蔵文化財包蔵地の情報を図示した。主に飛騨市が近年実施した分布調査成果である遺跡地図^(五八)の範囲を図

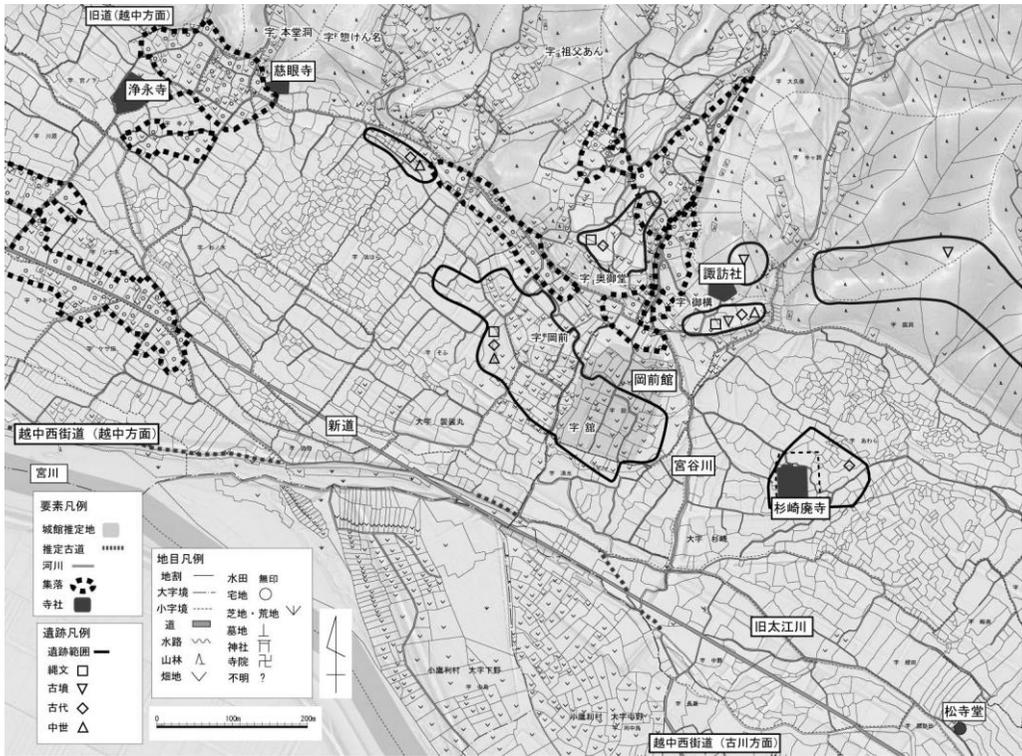


図 15. 岡前館周辺景観復原図

高山方面に至る古い街道であったと推定される。この道は岡前館の北側で山際と宮川沿いの道に分岐している。さらにこの道は岡前館周辺の集落と重なることから、宮川の自然堤防上を通行する道と比較して古い可能性が想定できる。

岡前館周辺の集落は、館北側の宮谷川沿いと袈裟丸方面の街道沿い展開している。街道沿い集落は道を基軸とした一本街村状である。街道沿い約二〇〇メートル西側の山際にも近世段階には集落が存在し、野口城や数河峠に通じる峠道に取り付いている。この他、明治以降に建設された袈裟丸地内を通る新道沿いにも集落が存在する。この集落も近世段階には確認できるが、立地的に有利な山際の集落の方が先行していたと想定される。

周辺の寺社について、岡前館の北西に諏訪社が存在し、付近には姉小路氏の墓と伝わる五輪塔が存在する。岡前館の約二〇〇メートル西側の集落には慈眼寺と浄永寺が存在し、それぞれ集落の端に位置する。なお、館の約一〇〇メートル東側に古代寺院の杉崎廃寺跡が存在する。さらにこの地区の地名について、「館」の他に「御構」「岡前」「奥御堂」「祖父あん(斐州志)には「時々庵」とある)」「惣けん名」といった中世の武家屋敷や寺院を想起する字名が見える。

岡前館の存続年代について、採取した土師器の編年はおお検計中ではあるが、早い段階から古川盆地を治める勢力の拠点として使用され、姉小路氏が入国した後はその拠点として、さらに分家した後も何らかの形で継続的に使用されたと考えられる(六三)。

以上をまとめると、岡前館周辺は氾濫原を避けた低位段丘上に古くから集落が存在し、後に国司館や寺院が配置され、いずれかの段階で山際の街道沿いにも集落が展開していったと想定される。集落の配置は古代以前の遺跡範囲と重複する部分が多く、街区も計画性が無い限定的な範囲である。

したがって、姉小路氏は古くから人の営みがある好立地の場所を選定してその一角に拠点を配置したが、町場の構造に大きな変更を加えることはなかったものと想定される。

②野口城(図16)

野口城は古川町野口・袈裟丸の大字境の立地し、盆地が閉塞する城戸のような位置にある山城である。規模の大きな山城ではあるが、同時代史料で存在が確認できず、『飛州志』等の地誌においても城主不明の城とされる。山城の西側から南側にかけて宮川が流れ、対岸には支流・殿川との落差が位置する。野口城は二ヶ所の尾根の頂上にそれぞれ曲輪を設けている。その中で最も広い南西側の曲輪が中心的な曲輪と推定される。その北側に位置する二ヶ所の曲輪の周囲には多重の堀切や畝状空堀群を設ける。このような城郭遺構の配置は、山城西側を通る峠道の通行を監視し、現在の国道が通行する宮川沿いよりも嚴重である。そのため、城が存続したところは宮川沿いを通行する近世以降の越中西街道よりも、山際の河岸段丘上を通行する道を意識していたものと推測される。令和元年(二〇一九)に野口城主郭及び北西部畝状空堀群において発掘調査を実施している。主郭からは複数の掘立穴を検出するとともに大量の土師器皿が出土し、軍事的な様相が強い縄張り研究の成果とは違った側面を持つことが明らかになった(六四)。

付近の集落は城の北西側・東側にそれぞれ展開し、いずれも明治期と現在の集落はほぼ同じ位置に重なる。盆地の外側と理解できる北西麓の段丘上には野口の集落が展開する。一方、山城南東側の街道沿いには袈裟丸集落が展開する。袈裟丸地区は北西方向のラインを基軸とする低位段丘に沿った道や区割りが基礎となっている。また、平野中部にもまとまった集落

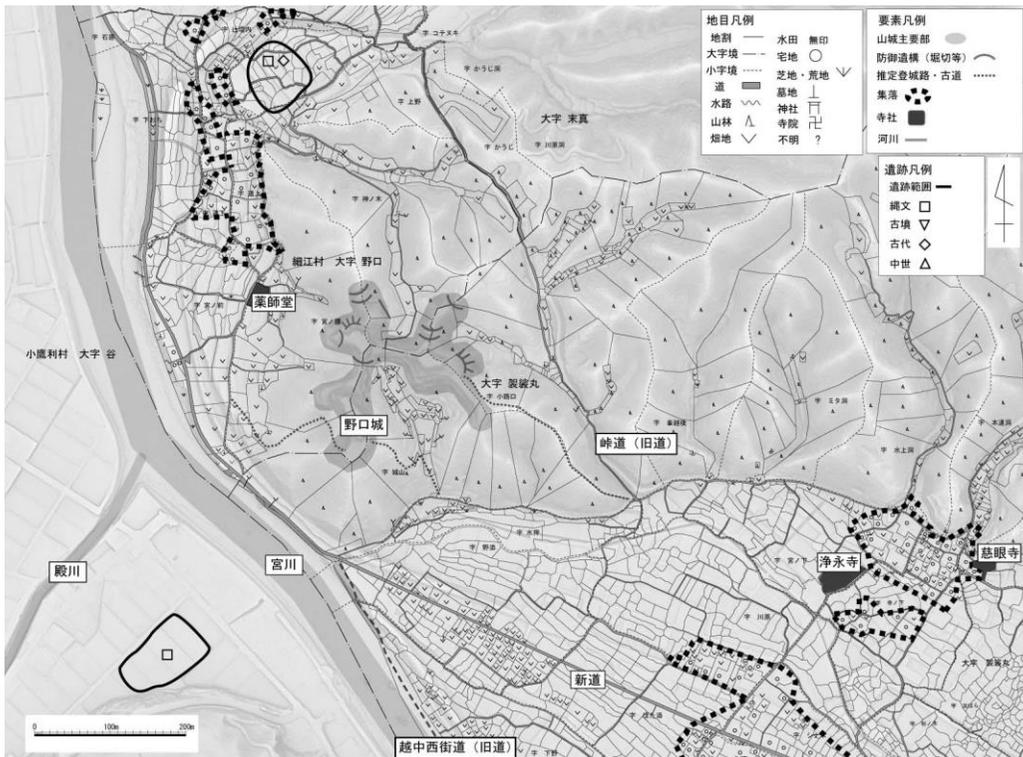


図16. 野口城周辺景観復原図

が存在し、現在の国道である新道周辺には方格街区が見られる。北部の山際にも集落が認められ、こちらの集落は岡前館の項でも述べた通り、峠道から岡前方面に接続する古い街道が貫通することから先行する集落であったと推定される。その他、野口・袈裟丸両地区においては、明確な武家屋敷と想定される地名や地割が確認できず、町場構造が明らかな街区も見えない。このことは、自然発生的に営まれた集落が継続的に利用されたことを示唆し、武家勢力が一定の計画をもとに町場を設定した可能性は低いものと想定される。

この地域の寺院について、袈裟丸地区の山際の集落には北東・南西端の位置にそれぞれ慈眼寺と浄永寺が存在する。ともに十六世紀以降の創建であるが、集落の端を押さえる配置から前身寺院の存在が想定できる。一方、野口地区には集落から山城に至る途中に薬師堂が存在する。また、袈裟丸地区と杉崎地区の境に所在する岡前館周辺には、姉小路氏や中世の密教寺院である宮谷寺関連の伝承が残る。

この地域の遺跡地は、野口集落付近の段丘上に縄文・古代の散布地がある他は明確に見えない。しかし、地籍図の検討からは氾濫原を避けた段丘上に街道・集落が集中して展開していることが確認できる。そのため、岡前館と同様に元来人が住みやすい位置に集落が展開していることが明確であり、近世以前も同様の景観であったと想定できる。

以上をまとめると、野口城の城郭遺構の配置は高原郷方面や越中方面を警戒している。山城の構造と符合するように野口側と比較して袈裟丸側に姉小路氏関連の伝承や寺院が多い。一方、距離的には野口集落の方が山城との親和性が高いため、それぞれの集落と山城の関係性は検討を要する。野口城を含む宮川右岸の地域（小島郷）は基本的に姉小路氏が三家に分家したうちの一角である小島氏の領域である。そのため、この城は戦国期に

は小島氏の本拠地を区切る境目の城としての役割があったと考えられる。さらに発掘調査の成果から軍事施設以外の機能も有していた可能性が想定できる。それが十六世紀後半になると小島氏は三木氏の傘下に入ることから、古川盆地全体の出入りを監視する装置の一部として城の役割が変化したものと思像できる。

③小島城（図17）

小島城は小島氏の居城であり、宮川右岸・安峰山の西端の尾根に築かれた山城である。拠点が存在する小島郷と、北方の高原郷に至る神原峠に続く街道が脇を通る交通の要衝に位置する。城の尾根を挟んで南側の古川盆地と、北側の神原峠方向の両方を同時に眺めることができる。山城のほぼ全域を含む南側は沼町地区であり、その西側を中心として沼町を取り囲むように杉崎地区が接する。山城の北側に位置する太江地区は、北部山塊と太江川によって形成された段丘地形に立地する。

小島城は縄張り研究や発掘調査によって二時期の使用段階が想定される。一期は戦国期に小島氏によって築かれたもので、城域全体で確認できる堀切・堅堀などの城郭遺構はこの時期の様相を窺わせる。さらに小島城から尾根伝い約八〇メートル東側の地点には下北城が存在し、東側に堀切を設けることから小島城に付随して機能した山城と理解される。二期は天正十三年（一五八五）以降に金森氏によって改修・使用された段階である。主要部に石垣を使用した大規模な枡形虎口状の開口部が存在し、背面に算木積みを伴う石垣が構築されている。さらに周辺斜面には石積みが所々に存在し、発掘調査では主郭南側において高さ四メートルを超える二段の石垣が確認された^{六五}。

周辺地域に目を向けると、宮川と支流・太江川の合流点が基軸となつて

街道・集落が分布している。太江地区は北側山地から太江川に注ぐ谷川を利用した耕地が展開する。用水は浄慶寺東側で分岐し、西側の杉崎地区の田園地帯に農業用水を供給している。かつて太江川は西光寺の南側で西方向へ屈曲する川道であったが、宝暦年間に南方向へ流路が変更されている。小島城南麓の沼町は東側の下気多方向からの用水を利用している。太江川左岸であっても杉崎地区内は地続きの沼町からではなく、太江川の用水を利用してゐる。このため、地区境界は用水の利用形態が関わっていた可能性がある。

次に集落の配置と地割パターンについて整理する。小島城北側に位置する太江地区には谷川ごとに中規模の集落が点在し、特に寿楽寺周辺の集落の規模が大きい。小島城西側の杉崎地区内にもまとまった集落が存在する。次に地割パターンについて検討する。太江地区は谷川に沿った南北方向の道と水路を中心に

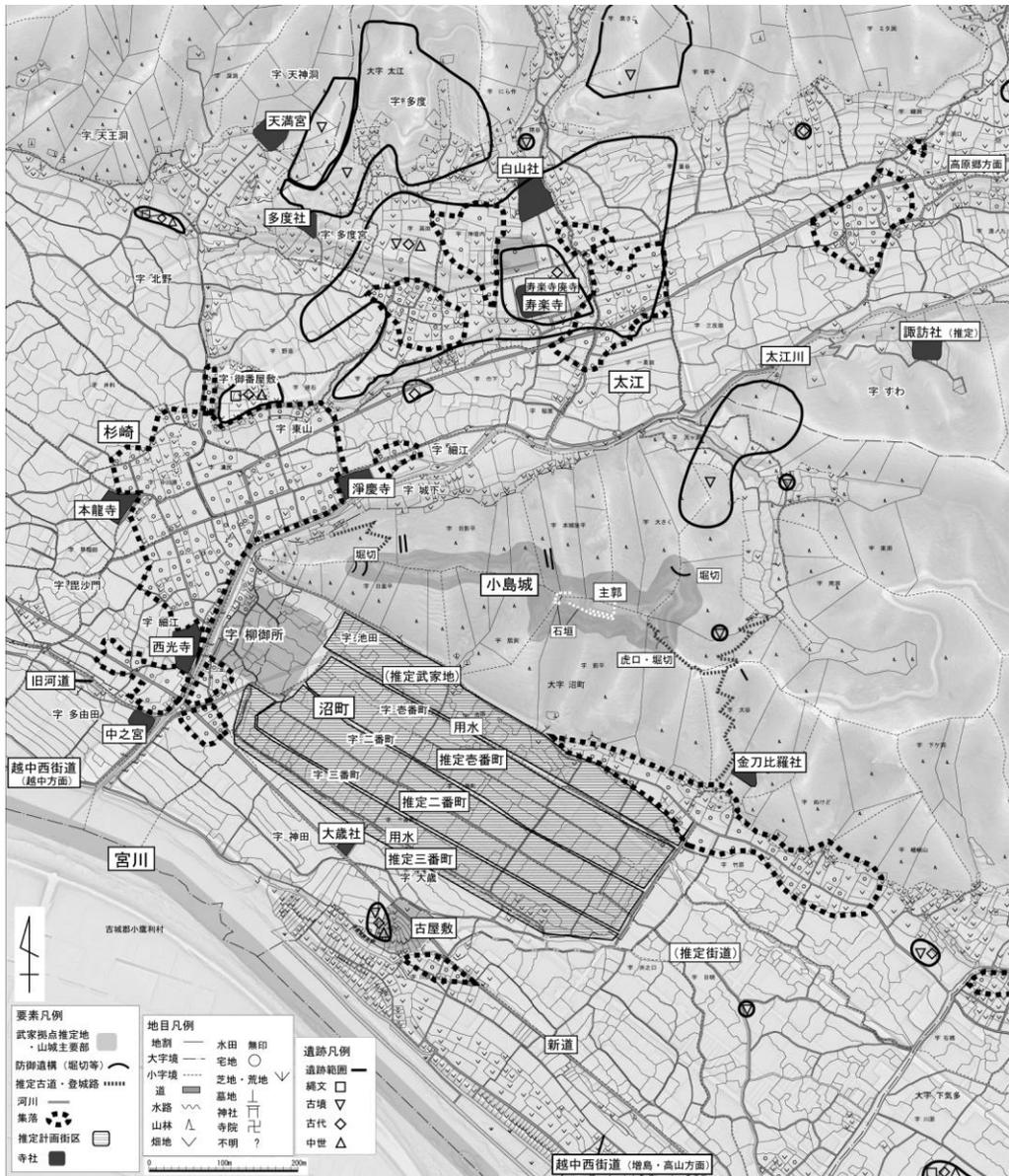


图 17. 小島城周辺景観復原図

に宅地が展開し、周辺に耕地が取り巻く。小島城の西麓に位置する杉崎地区と太江地区の境付近の町場は、本龍寺から伸びる道と浄慶寺に繋がる道という平行な二本の街路を基軸とした長方形街区が確認できる。街区内部は短冊型とブロック型地割が確認できるが、統一性は希薄である。街区の方位は神原峠方向を意識しているが、太江川付近で西光寺や沼町の街区に擦りつくように街路が屈曲する。さらに集落北側の道や地割は自然地形に沿った不整形である。沼町地区はほぼ全域が耕地で山城と水平の東西方向に長方形街区が連続して存在する。さらに山塊の突端付近でやや不定形の方形区画があり、水路や道がこの付近で集束している。沼町の街区内部の地割は不統一であり短冊型地割を一部認めつつも、東側に行くに従ってその傾向は弱くなり、背割り線も明確ではない。さらに道と道に挟まれる街区が大字単位であることは、両側町単位が大字である高山城や増島城と相違する。

この地域の寺院として太江地区には寿楽寺が存在し、杉崎地区には集落の端を押さえるように本龍寺・西光寺・浄慶寺が存在する。ただし浄慶寺は近世創建である。神社については、太江地区は西側から多度社・白山社・加茂社(図郭外)が存在し、さらに字名や近世の絵図から集落の南部の山中に諏訪社が存在したと推定される。杉崎・沼町地区には天満社・中之宮・大歳社・金刀比羅社といった神社が存在する。基本的に寺院は主となる集落の中心部に、神社は集落全体の端を押さえるように点在する。なお、寿楽寺北側には古代寺院の寿楽寺廃寺が存在した。以上のように、小島城周辺は時代を通して宗教施設が集中して存在する地域である。

この地域に残る地名について、太江地区の字名としては「城下」「御番屋敷」「左近」「細江」「多度宮」「すわ」「高田」「神垣内」(図郭外東側に「上番場」「下番場」「加茂宮」等もあり)等、武者や寺社を想起するもの

が多く確認できる。また白山社付近には小島氏居館の「十楽館」が存在したと伝わる。杉崎地内は「柳御所」「細江」「多由田」「毘沙門」「大歳」「北野」「天神洞」「天王洞」といった字名が見られる。沼町地内は「一番町」「二番町」「三番町」といった高山・増島城下の町人地と同様の字名が残る。さらに『飛州志』所載の城絵図では沼町付近を「往古 小島町」として町場を想定している。なお、大歳社南東の方形区画は「古屋敷」と呼ばれ、増島城東側に現存する林昌寺旧地であった(六六)と伝わる。

以上のように、小島城周辺は地割・寺社・地名から見える中世的要素が濃密な地域である。北側の太江地区は谷川を基軸として中規模集落が存在し、地区全体を囲うように神社が存在する。とりわけ寿楽寺や白山社の周辺は集落の規模が大きく、伝承や地割りから中世期に武者拠点が存在した可能性を想定できる。小島城西側の杉崎の集落は整然とした長方形街区で構成され、町場を押さえるように寺院が配置されている。長方形の街区構造は金森期を想起させるが二つの寺院は中世創建であり、地割と軸線の方は街区と合わず、街区から寺院に接続するように無理に道を延長している様相が見える。さらに集落北側の地割が整然としない状況は前段階の中世集落の存在を想起させる。詳細は不明であるが、この地区はもともと存在した集落を利用しつつ、集落の構造を一部変化させて計画的街区を設けた可能性はないだろうか。さらにこの集落と太江川を挟んで東側に位置する沼町には一三番町という直線通路を基軸とした街区が存在し、用水路によって小島城側の「字池田」と区画される。このような街区構造は高山・増島城下と類似する要素である。また、街区や用水路は杉崎地区の「柳御所」付近で集束する。道は城の南側の山際と、二番町を通過して柳御所に通じているものがある。一方、これらの街区内の短冊型地割は不明瞭であり、東側になるほど読み取れなくなる。元禄七年沼町村の検地水帳(千

代の松原公民館保管)の記載を地目ごとに集計すると、「字池田」は全一八一筆のうち田が一二五筆、畑が四二筆、屋敷地が十四筆、「荖番町」は全六十筆が田、「二番町」は全八十筆のうち田が七八筆、畑が二筆、「三番町」は全一一五筆のうち田が九八筆、畑が十七筆であった。以上から、この一帯は近世の比較的古い段階から主に水田として利用され、地籍図が作成された明治期に至っても集落が存在していないことが確認できる。この状況は町場の街区を沼町に設定した段階で城下町建設を取りやめた可能性が想定できる。さらに小島城主要部の石垣は南側から西側範囲にのみ確認できることから、建設中であった杉崎・沼町の町場の方角を意識して山城を改修したものと想定される。

以上からこの地域の変遷を推定すると、小島氏段階には古代以前からの集落地であった大江地区に拠点が存在し、杉崎にもまとまった集落が存在したと想定される。その後、金森氏は入国直後に山城を一部改修しつつ杉崎・沼町に新たな城下町の建設を計画したと考えられる。具体的には杉崎の既存集落を利用しつつ街区を設定し、沼町には新たに数詞を冠する三街区を設定した。しかし何らかの理由によって直後に城下町建設を取りやめ、増島城周辺に古川盆地における拠点機能を集約したものと推定される。

(二) 古川郷の拠点(古川城・増島城)

①古川城(図18)

古川城は姉小路三家の一角・古川氏の居城と伝わる山城である。古川盆地西端の宮川左岸に立地する。城北側には高野集落が存在し、さらに北側に出城と推定される百足城が存在する。また、古川城から宮川を挟んだ対岸の盆地平野部には上町・向町・是重といった集落が存在する。これらの平野部の集落は宮川右岸の河岸段丘面に立地し、流路に沿ってなだら

かに傾斜しながら凹凸面をもって変化している。過去の発掘調査において、低位段丘上位面では弥生時代から中近世に至るまで遺構が検出しているが、「字流」周辺の下位面においては河川の運搬作用において生じたと考えられる地山が確認され、遺構は検出されていない^{六七}。このように、古川城周辺の集落は河川の氾濫原を避けるように展開している。

古川城の主郭周囲には急峻な切岸が築かれ、帯曲輪が取り巻いている。西側尾根続きに堀切が一ヶ所あり、南側に堅堀を認める。集落を望む山城主要部の東側には方形プランの区画で内柵形虎口が存在し、さらに東側には帯曲輪が取り巻いている。主郭最奥の櫓台や東側の虎口周辺には石垣が存在し、特に虎口付近は裏込め石の使用や積み方等の構造から金森氏による改修が想定される。発掘調査によって主郭から礎石建物が検出され、出土遺物から金森期と想定された。また、土師器皿片が検出されたため、在地勢力段階の使用も想定された^{六八}。山城の南側から東側山腹・山麓にかけて大小の平坦地群が存在し、さらに谷側を挟んだ南側には明治初期まで五社宮が存在していた。特に古川城南側の地区は武家屋敷地という伝承が残り、方形を意識した平坦地を一部認める。古川城北麓に展開する高野集落と比較してこれらの平坦地群の方が山城との親和性が高いと言える。周辺の水利として、主流の宮川は水量が多く耕作地と川底とは高低差がある。右岸の集落地は下流に向かってなだらかに高度が下がり、上町と是重の大字境は水路によって区画される。さらに氾濫によって生じたと推定される低位段丘の段丘崖に沿って平野部全体に水路が廻っている。また、宮川左岸の高野地区や古川城南側の平坦地群は西側山地からの宮川へ注ぐ谷川が基軸となって展開している。この地域を通る街道について、宮川右岸の平野部は水路と同様に低位段丘に沿って各所に道が通る。越中西街道は貴船社より東側は近代以降の整備によるもので、近世時点では湾曲を

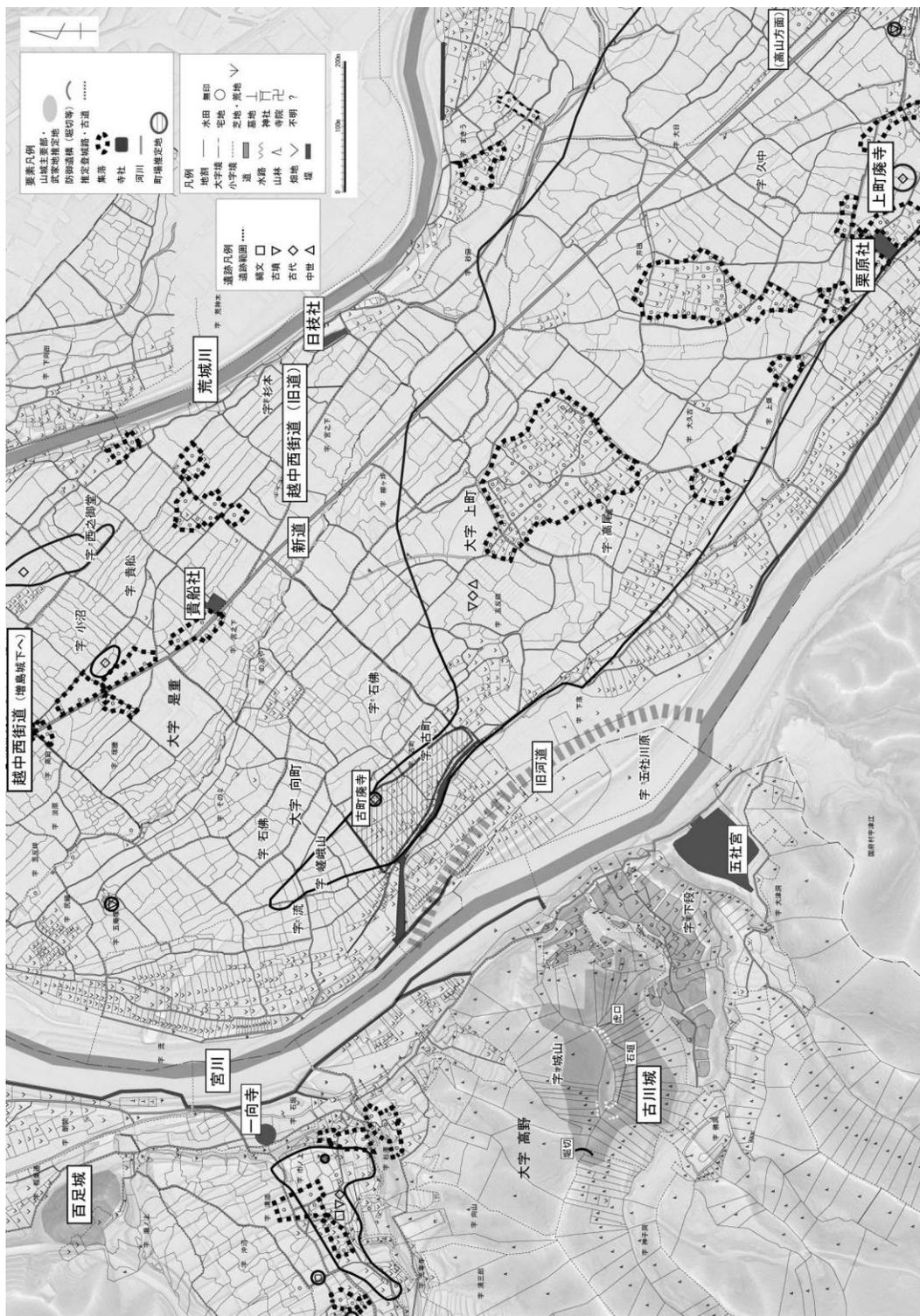


图 18. 古川城周边景观復原图

繰り返す道幅が細い道が続いていた。反対側の貴船社より北西側は、直進しつづ増島城下の本光寺対岸に擦り付く。このため、街道筋に接続するように増島城下町が整備されたものと推定される。宮川沿いの自然堤防上にも道筋が存在する。この道は集落を伴うことから近世より前段階の主要街道と推定される。

この地域の土地利用について、上町・向町地区は河川沿いの自然堤防上は畑地として利用され、平野中央部の後背湿地は田地として主に利用される。集落は基本的に低位段丘上に点在する。平野部中央の低位段丘上に中規模の集落が約二〇〇メートル間隔で認められるが、古川城の対向に位置する「字古町」周辺には集落が認められず不自然な様相である。さらに上町の「字久中」の栗原社周辺にも道に沿った小規模な集落が展開し、こちらは近世以前の古い街道の形態を示している可能性がある。また、上町地区北側に位置する是重地区は凡そ一町四方の方形(条里状)街区で構成される。方形街区は、西は向町との境界から東は字杉本の日枝社付近までの範囲で確認できる。さらに宮川沿いの字古町周辺まで街区から続く道が伸張している。是重から向町にかけての越中西街道沿いの集落は、近世初期の街道整備以降に展開したものと考えられるが、貴船社北東側は方形地割に沿った古い形態と推察される。

寺社については、中世以前から存在が想定され、金森氏ゆかりと伝わる五社宮が古川城南麓に存在した。また、高野集落の下端に位置する「字石原」には近世末まで一向寺が存在した。是重地区の「字貴船」には貴船社が存在した。同じく是重の「字杉本」には、現在古川町に現存する気多若宮神社の前身である杉本社の旧地が存在したと伝わり、明治初期までは日枝社が存在していた。城内の古代寺院としては「字古町」の周辺に「古町廃寺跡」が位置し、栗原社付近には「上町廃寺」が存在したとされる。

この地域の地名と伝承について、古川城の山地が「城山」、その南側は「下段」、宮川の中州は「五社川原」という字名である。古川城の対岸の向町は近世以前「下町」と呼ばれていた。さらに向町地内には「古町」「嵯峨山」「石佛」「横枕」といった町場や京都を想起する字名が確認できる。この古町周辺に存在した町場を、金森氏が増島城下に移したと伝わっている^{六九}。なお、『飛州志』や『斐太後風土記』所載の絵図には古町近くから宮川を渡る橋が描かれる。是重地区内には前述した「貴船」「字杉本」の他、「西之御堂」という字名が残る。なお、現在の国府町宇津江地内の海具江付近も古川氏の領域であったと伝わり、増島城下の円光寺の前進寺院は海具江洞に存在した^{七〇}と伝わる。

以上のように、古川城周辺は地形・地割・寺社・伝承等から中世的な要素が非常に濃い地域である。古川城の発掘調査で確認された石垣や礎石建物について、虎口付近は対岸の地域から、主郭の礎石建物は高野集落や増島城下から遠望できる。さらに発掘調査によって、これらは金森氏による改修の可能性が想定されている。そのため、古川城は小島城とともに増島城下町整備完了まで一時的に使用された可能性がある。山麓部については、平坦地の構造や山上部との関係、五社宮の位置から伝承通りの武家屋敷や領主居館が存在した可能性を想定できる。山城対岸の字古町周辺についても、断続的に中世まで人が使用していた集落遺跡であるにも関わらず近世以降は空地帯であり不自然な様相である。街区・地名・旧街道の取り付きといった要素からも古川城に対応した町場の存在が想定でき、増島城下町の建設にあたって移動したという伝承通りの様相が想定される。

なお、是重地区の方形街区について関連が想定できる史料がある。応永十八・十九年(二四一一・一四二二)ころ、守護・京極高光が尼子高久を「古川郷快与名」の代官に任命^{七一}しており、十六世紀前半ころにも「古

川郷南是重并快与公田」が見える(七〇)。方形街区は、これらの史料で確認できる中世荘園の存在(中世の条里)が推定できる。また、古町方面へ街路が伸張する様相から戦国期には古川城や対応する町場の整備に影響を受けた可能性がある。このように、是重周辺の中世荘園の存在から周辺の上町・向町周辺には荘園を管理する施設が存在が想定でき、河川や山城・町場伝承地の配置から、町・市の存在も含めてその後の変遷を検討できる可能性がある。

②増島城(図19)

増島城は古川盆地の中央部、宮川と支流・荒城川の合流地点に立地する。天正十七年(一五八九)に金森可重が「あきない町」に定書(七一)を交付していることから、その段階には町場の体を成していたと考えられる。増島城は荒城川右岸の河岸段丘上に立地し、城下町は城の下流から宮川合流点の周辺を取り込んだ範囲である。増島城は近世絵図や発掘調査(七四)によって曲輪の範囲が概ね明らかになっている。本丸曲輪は方形のプランで北東側に比高差五メートル程度の櫓台を設ける。本丸の東西それぞれに二之丸と三之丸が取り付き、二之丸の東側には東之丸曲輪(七五)が取り付く。曲輪はそれぞれ土橋と虎口によって接続し、曲輪の周囲には荒城川を利用した水堀を設けている。本丸と三之丸の接続は未解明であるが、地籍図の地割形態から南側に通路・虎口を設けていたと想定される。

城下町は増島城の南西側に展開する。城郭と接するのは武家地であり、増島城のやや南部から正覚寺(現・円光寺)に向かう直線道路の両側にブロック型地割で構成される長方形街区が展開する。各敷地は基本的に街路に向かって間口を開いている。さらに武家地周囲は街路と平行に用水路が通る。北側は玄の子用水によって城下町の外郭を区画し、南側は瀬戸川用

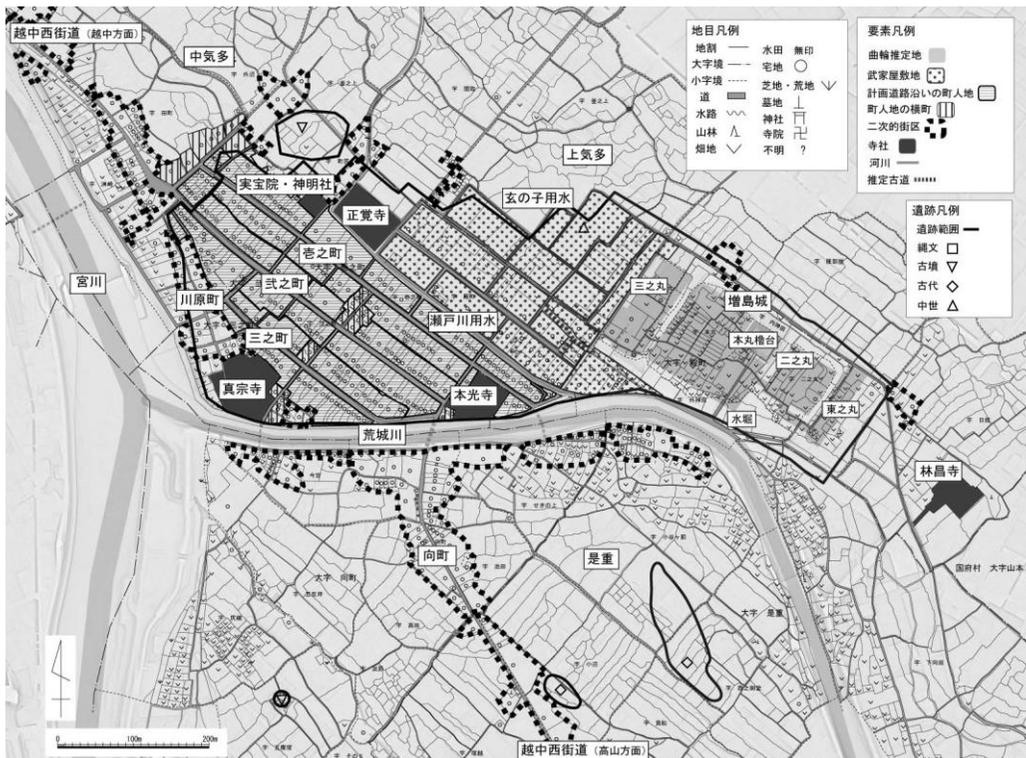


図 19. 増島城周辺景観復原図

水によって町人地と区画する。城郭と武家地は廃城後には割地となり耕地として利用されていた。このうち武家屋敷跡は元禄検地帳等の史料に「勘解由跡」「彦大夫跡」「弥市右衛門跡」といった旧名請人の金森家家臣の名が記され、絵図から位置の比定(モ)もおこなわれている。近世は宅地としての使用は禁止されていたが、地籍図作成段階では町人地に近い南側を中心に宅地が展開しつつある。

町人地は瀬戸川用水と宮川の間を展開する。ほぼ全面が宅地であり短冊型地割と長方形街区のセットが確認できる。町人地の基本形は武家地と水平方向の街路が中央を通る両側町であり、それぞれ老々三番の教詞を冠する。このうち三之町は川際のため西側を中心に地形の制約を受けた不定形の街区が多い。街路も他の二筋よりも短く、東側については式之町の街区が優先となっている。さらに町人地には、これらの主要な街路と直行する道があり、中央部においてはこの街路に沿った横町が形成されている。また、城下町から街道を中心に向町等の宅地が展開する。これらは主要な街区の形態に変化を加えずに附属的に展開することから、城下町から拡大した二次的な街区と推定される。

町人地には、高山と越中を結ぶ主要街道である越中西街道が貫通する。東側から見ていくと、是重の貴船社付近（古川城の図郭内）や向町を經由して西に直進し、城下に擦りつくように荒城川手前で屈曲する。そこから本光寺南西側の橋を渡り、武家地は經由せず町人地の式之町を通って町場を貫通し、越中方面へ続いている。この街道筋は荒城川に接する箇所から本光寺と街路に至るまで一貫して大字式之町に含まれるため、街道を軸とする式之町の街区設定が読み取れる。なお、主要街道が町人地に通るあり方は高山の城下と共通する要素である。

増島城下の寺社は各街区の端に配置され、いずれも古川郷内の各所から

移転した伝承を持つ。武家地の西端に正覚寺を配置し、壹之町・式之町の東側には本光寺を配し、三之町南側の河川の合流地点に真宗寺を配する。瀬戸川用水が北東側に屈曲する正覚寺対角には実宝院・神明社を配する。さらに増島城西側に金森家ゆかりの林昌寺が存在する。以上の寺社のうち、城下町内部の正覚寺・本光寺・真宗寺はいずれも真宗寺院で規模が大きく、各街区を押さえる配置となっている。

増島城と城下町が立地するのは宮川・荒城川が北進から東に蛇行する中州状の場所であり、元来氾濫が起きやすい地形である。また、城下町内部の用水路や街路は直線を意識しているが、城下町から外れた上気多・中気多地内は自然地形に近い蛇行した形状となっている。さらに瀬戸川用水も若干湾曲した形状である。これらの水路の形状は、元々の旧川道であった可能性を示している。このように、金森氏はもとの地形や水利を利用しつつ、新規に大規模な城下町を建設している。元来居住に適さない場所に敢えて城下町を建設した理由の一つとして、古川盆地中央部にあって主要河川や街道の合流点に位置する、経済活動に有利な立地条件であったことが挙げられよう。

なお、古川城の項で述べた通り、古川氏段階に存在した古川城の対岸（向町・上町）の町場を、金森氏が増島城下に移転させたと伝わる。寺社の移転伝承も複合的に勘案すると、金森氏はこの地域に点在した町場・市場の他、宗教勢力といった要素を増島城下に集中させると想定される。城下町の構造は整然とした街区によって構成された計画的な都市であり、在地勢力の拠点地域のあり方とは一線を画している。さらに城郭・武家地・町人地という身分ごとの階層的な地区区分や街道を町人地に設定するあり方は高山と共通性があり、天正十年代における金森氏の都市計画に関するマニユアル的要素の存在を感じさせる。

(三) 小鷹利郷の拠点(向小島城・小鷹利城)

向(小鷹利)氏の拠点地域と想定される小鷹利郷には、向氏居城と伝わる向小島城・小鷹利城といった山城が存在する。この二城は地域としては同一であるため、地理条件を本項で一括して整理したい。

向小島城・小鷹利城の周辺地域は古川盆地北西側の山間部に位置する。殿川やその支流の黒内川・尾崎川・向山川によって楓状に低地が形成され、各河川沿いに信包・笹ヶ洞・寺地・黒内といった集落が営まれる。このうち小鷹利城に近い黒内集落は楓状低地の中央に位置し、信包・笹ヶ洞集落より高地に位置する。向小島城は殿川の東側に広がる丘陵地帯の西端に位置する。

この地区の水利として、基軸となる殿川は南側の山間部を抜けて北上し、寺地・笹ヶ洞地区を流れ、流路を東側に変えて信包地区内の細長い沖積地を経て古川盆地北端で主流の宮川に合流する。黒内集落の西側山間部を源とする黒内川は笹ヶ洞と信包の間で殿川に合流し、さらにその三〇〇〜五〇〇メートル西側では、南側の山間部から流れる向山川と尾崎川の二河川が合流する。信包集落付近では、湯峰峠方向からの谷川も合流している。このように信包集落付近で多くの河川が集束し、これらに沿って耕地が展開している。河川沿いや低部は主に水田として利用されるが、向小島城と小鷹利城の間に存在する丘陵部は水捌けが良い為か、多くは畑地として利用されている。

山城周辺の集落として、信包の中心集落は殿川の流路に沿って展開し、向小島城の対向にある城見寺城南麓にもまとまった集落が存在する。向小島城南西側には笹ヶ洞集落が展開する。黒内集落は向小島城と小鷹利城の間に立地する丘陵部の小段丘面に展開する。

この地域の街道は、基本的に河川に沿って展開している。信包集落から古川盆地方面へは向小島城の北側の丘陵上を通るルートと、殿川沿いに北上するルートがある。西方向の白川郷方面へは城見寺城南側を通って湯峰峠に至る。また、信包・黒内の大字境の道は信包の中心集落から小鷹利城主郭まで続いているため、往時の大手道の可能性が想定できる。殿川上流を遡る道は川上郷(現・高山市清見町)方面の峠道に通じている。

①向小島城(図20)

向小島城は信包集落の東側に接し、尾根を境として南側は笹ヶ洞地区となる。二ヶ所ある尾根の頂上部のうち明瞭な平坦地を持つ東側が主郭と想定される。西端の尾根には畝状空堀群と横堀が存在し、南側の複数の尾根に二重の堀切を設けている。令和元年に実施した発掘調査によって、主郭の切岸は南側のみ急峻に造り出されていることが判明した^{モセ}。一方、北側尾根は城郭遺構が希薄で尾根道の取り付きから信包集落と親和性が高い。以上から、北側を拠点地域、西から南側を敵正面と捉えていたものと推定される。向小島城は湯峰峠から信包集落へ続く街道を望み、古川盆地の出入りを監視している。また、向小島城と信包集落を挟んだ位置に城見寺城が存在する。城見寺城は西方向の尾根沿いに二ヶ所の堀切が存在する。主郭は段差のない細長いプランで西側には池跡の可能性がある窪地を認める等、城郭以外の使用も想定できる。地元の伝承では「城見寺」という中世寺院の存在が伝わり、伝承によると上北村清峰寺の末寺で文明年間に廃絶した姉小路氏の菩提寺^{モセ}とされている。その他の付近の寺社として、信包集落中心部に善行寺(現・向善寺)が存在する。境内地は方形プランで、南の笹ヶ洞方面から殿川と並行に通る水路が寺の北西角で北側と東側に分岐している。東側に分岐した水路はさらに寺敷地の北東端で北

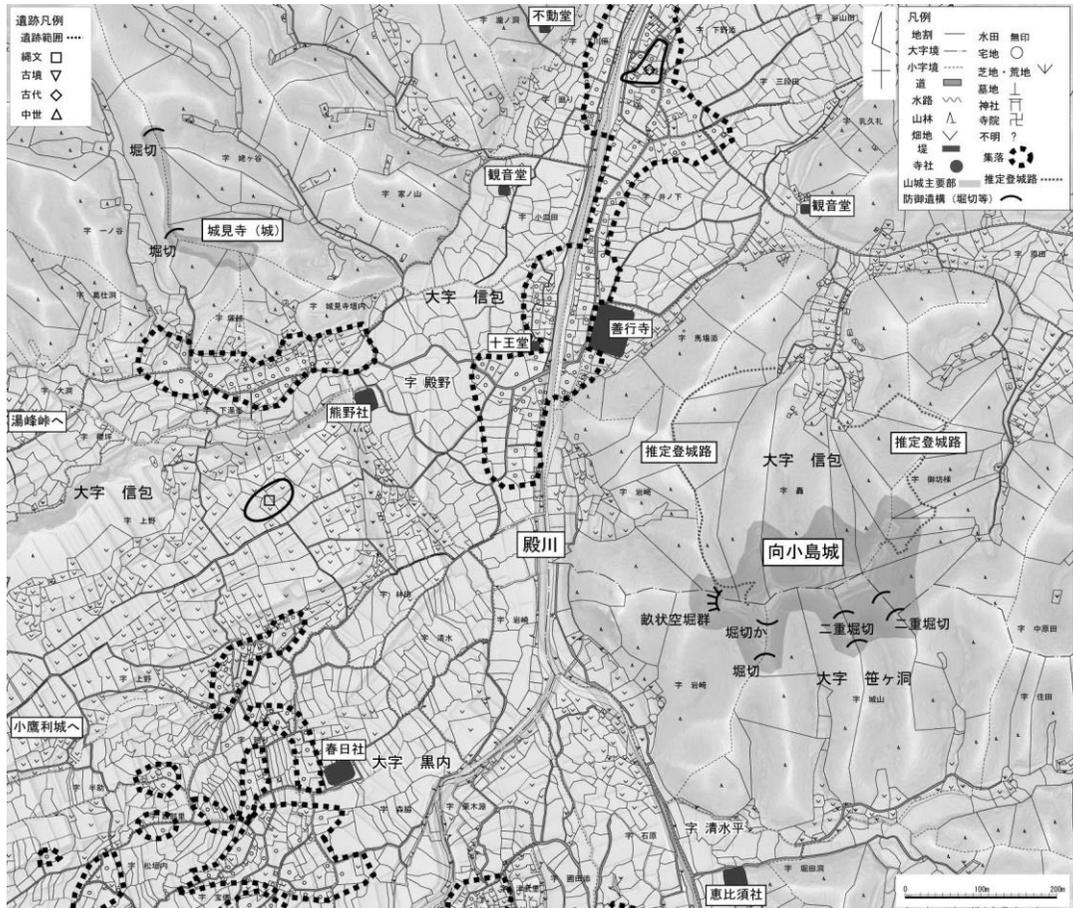


図 20. 向小島城周辺景観復原図

側に屈曲する。このように善行寺は上流からの用水の流路を管理しつつ、北側に広がる農地に水を供給する特別な場所に位置している。善行寺は天文十年に黒内野々俣で道場を開基後、いずれかの時期に信包に移ったと伝わる。そのため、善行寺以前の段階として武家勢力による利用も想定できるのではないだろうか。同じく集落中心部に十王堂が存在し、集落の境界付近に観音堂が二ヶ所と不動堂が存在した。さらに向小島城と城見寺城の中間に熊野社が存在し、向小島城の南側の笹ヶ洞地区内の字清水平には恵比須社が存在する。その他に凶郭外ではあるが、向小島城の東側丘陵から古川盆地へ降りる丹生坂付近の前方後円墳上には、かつて八幡神社が存在した。

向小島城は平坦地の造成状況や畝状空堀群の存在から軍事的要素が強く、臨時的に築かれた可能性が示唆⁵⁾されてきた。しかし、令和元年に実施した発掘調査では、大規模な曲輪の造成状況を確認し、掘立柱建物跡を検出した。さらに土師器皿片・瀬戸美濃丸皿・瀬戸美濃天目茶碗といった遺物が出土⁶⁾した。遺物の編年に関わる検証は今後の課題であるが、現段階で大窯二段階前後の利用が想定される⁶⁾ことから、一定期間の武家勢力の居住や使用が想定され、年代としては向氏段階も含む可能性がある。

周辺の地名と伝承について、信包の「殿野」という字名や、殿川・向山川という河川名は武家や向氏を想起させる。また「明治三年信包村後風土記書上」⁷⁾に関連伝承の記載が多数確認できる。「向小島ノ城」については別名「柳之御所」と

呼ばれ、近辺の「丸山」に「向小島ノ別殿」が存在した^{八三}と伝える。山城と集落の親和性や街道の配置を見ると、向小島城は信包地区の殿野付近と城見寺城の南麓に集落が展開する。各方面からの街道・水路がこの付近で集束するため、向小島城東麓の信包集落は人の出入りや城内の水利を押さえる、この地域内でも重要な役割を担った場所と考えられる。さらに信包集落及びその周辺に寺社が多く点在する様相は、岡前館周辺や江馬氏下館周辺を想起させる。しかし、河川の氾濫原に位置して街道を集落に取込む点は、低位段丘上に拠点を求める他の在地勢力の拠点と相違する。

以上から向小島城周辺地域は、直下に位置する信包集落が殿川流域における重要な拠点として古くから営まれたと考えられ、後に向氏が入ってきたその在り方は変化しなかった可能性がある。さらに縄張り研究や発掘調査成果から、向小島城は十六世紀のある段階において一定期間利用され、最終的には天正年間に三木方によって利用されたものと想定される。

②小鷹利城(図21)

小鷹利城は古川盆地の西端に立地し、円周状に廻る山塊のうち最も盆地側に張り出した最高所に位置する。古川町信包・黒内、河合町稲越の三区が主郭で接し、主郭から盆地方面の尾根上に山道が存在する。この道は地理条件の項で述べたように、信包・黒内の大字境とほぼ重なり、麓の丘陵部、黒内集落の北側の「字上野」を通じて信包の中心集落まで接続しているため、往時の大手道であった可能性が想定できる。なお、道を挟んで信包側には向小島城付近まで宅地が存在しないが、黒内側は小鷹利城に比較的近い位置に集落が展開する。さらに完全には重ならないが、段丘地形の所々に縄文から古代の遺跡が分布している。

小鷹利城については、峠方向に構築された畝状空堀群や横堀のセットが

確認できる等、縄張り研究において天正十三年の金森軍侵攻に合わせて改修された可能性が想定されてきた^{八四}。しかし、令和元年に実施した主郭の発掘調査においてL字形状の礎石建物を検出し、珠洲焼・青磁碗の他、白磁の端反皿等が出土した。珠洲焼や瀬戸美濃焼の年代^{八五}から、礎石建物が存在したのは少なくとも向氏が健在であった段階と想定された。発掘調査成果と縄張り研究の成果を照らし合わせると、十六世紀初頭の向氏段階には山上に大規模な礎石建物が存在し、一定期間の定住が見込まれる。その後は軍事性が強化され、十六世紀後半には三木方によって利用されたと想定される。

小鷹利城周辺の宗教施設として、寺院は確認できないが神社が複数存在している。小鷹利城東麓の「字七廻り」には神明社が存在した。黒内集落の西端の「字奴部里」には八幡社が存在し、黒内集落の東端(向小島城の凶郭内)に春日社が存在する。また、信包集落から湯峰峠へ至る途上の「字森垣内」には神明神社が存在した。現在は春日社以外の神社は合祀されている。

麓の拠点について検討すると、小鷹利城の東麓には「古屋敷跡(黒内古屋敷遺跡)」と伝わる遺跡地がある。過去に土師器皿片が採取されているが、現在はグラウンド整備によって滅失している^{八六}。明治初期の地誌^{八七}には「東方へ向。同山ノ麓巴ノ方ニ下屋敷有。桜之御所ト云。今ニ此処ニ百間四面ノ土手有。…」という山麓居館の伝承地の記事があり、当該地の特徴と合致する。しかし、遺跡付近の地籍図を確認しても、大手道から派生する小路や小規模な畑地の集合が確認できるが、明確な方形区画は見えない。また、集落としては黒内集落が最も小鷹利城に近いが、それでも主郭からは隔絶した距離がある。このように、黒内集落は山城を管理する上で重要な役割を果たしたものと想定されるが、地割パターンからは

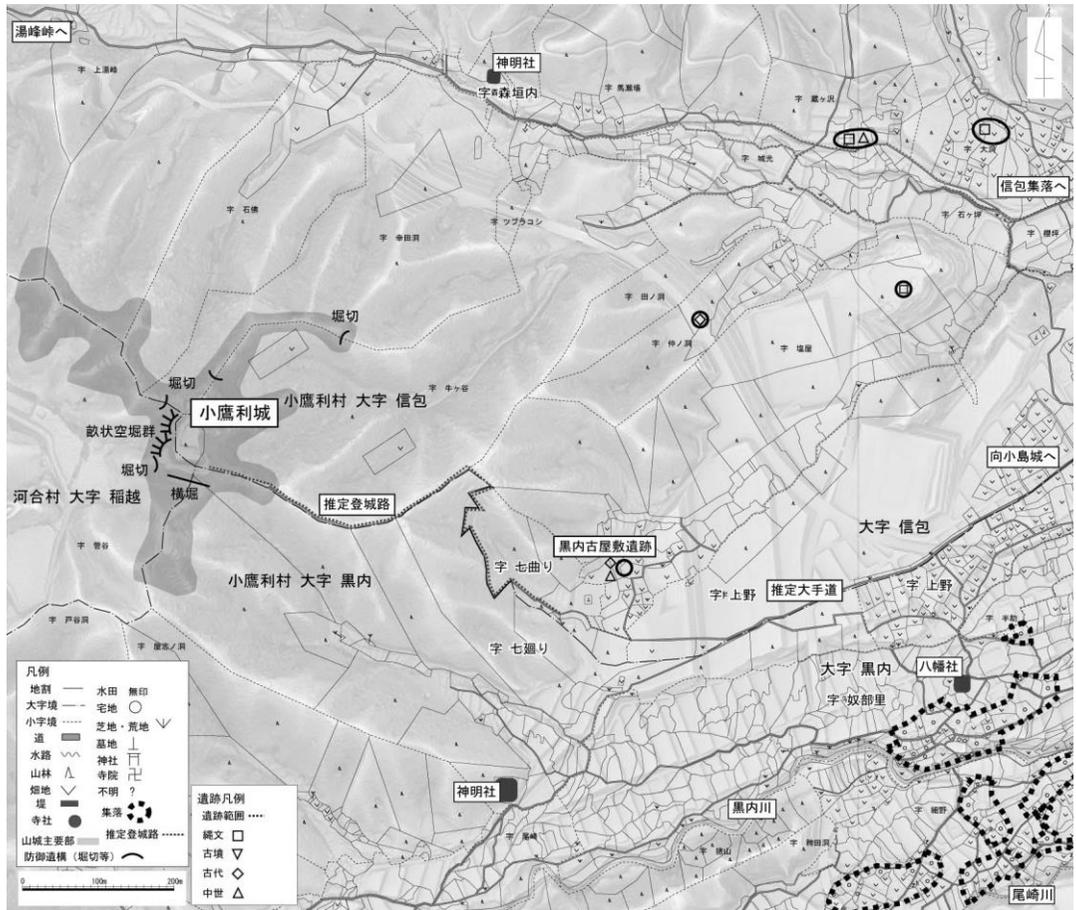


図 21. 小鷹利城周辺景観復原図

山麓の居館や町場の存在は認めがたい。しかし、尾根道の取り付きや地域内の集落・寺社の配置から、盆地内を本拠と捉えていた可能性は高い。

小鷹利城は山上における礎石建物の存在や城郭遺構の様相から中世のある時点において大きな役割を果たしたことは間違いない。しかし、付近において明確な武家の拠点や一体的な町場は想定し難い。向小島城周辺の信包集落も含めた本拠地全体の変遷の中で検討する必要がある。

(四) 高原郷の拠点(下館・高原諏訪城・東町城)

① 下館・高原諏訪城(図 22)

江馬氏の本拠地に存在した下館は、高原川の右岸河岸段丘上に位置し、東背後には高原諏訪城が控える。この付近において越中から高山方面へ至る越中街道と信州方面へと抜ける信州街道が通り、これらを繋ぐ脇街道の上宝道が館西側の段丘崖を通る。段丘面には一町四方の方形の館区画が存在し、東の山際は半円形のプランとなっている。下館の中枢部は発掘調査⁽⁸⁾によって施設配置が明らかにされている。館の北・西・南の三方は堀と塀によって区画され、東側は道や低位の段丘崖によって山際の集落と区画される。西側の門前には段丘崖と平行に道が通り、その前面の区画は遺構が希薄なため広場等の使用が想定される。館内部は常御殿・対屋・台所・会所等と推定される礎石建物群が発掘調査で検出されており、会所南側(館の南西隅)には池を伴う庭園が配される。このような館内部の構造は「洛中

洛外図」等で描かれる室町時代の上級武士の邸宅に類似する。

館の周辺に目を向けると、東側山際に集落のまとまりがある。集落の四至には白山宮・加茂宮・天神宮・諏訪宮といった神社が配置され、いずれも集落の外郭を成している。寺院について、下館南東には江馬氏開基と伝わる圓城寺が存在し、館北東には江馬氏の菩提寺と伝わる瑞岸寺が加茂宮と隣接して所在する。また、高原諏訪城から和佐保川を挟んだ対岸の山腹には江馬氏関連の山寺と推定される殿坂口遺跡^{〔五九〕}が存在する。この地域の遺跡の分布を見ると縄文時代から人の営みがあり、十三世紀後半の館造営と同時期に人々が集住して集落を形成し、十六世紀初頭の館廃絶以後も集落は存続したと想定される。一方、高原諏訪城は文献で天正十年（一五八二）までの使用が確認できる^{〔六〇〕}。ため、館と山城には時期差があり、下館が廃絶した以後も山城が機能していたと想定される。また、太古の河道跡と想定される「字久保」や台地上の「字向野」は集落ではなく主に耕地が展開する。上宝道も館区画の直下の段丘崖中に存在し、道を基軸とした町場は想定できない。そのため、江馬氏は大規模な拠点形成を行わず、既存集落を利用しつつ一角に居館を構えた解釈するのが自然であると考ええる。

以上をまとめると、この地域は段丘面の神社に囲まれた範囲内全域が江馬氏の本拠として想定でき、その中には館を中心として寺社や集落がまとまって存在した。背後には山城が控え、館の直下を街道が通り、街道沿いの近隣には山寺が存在した。以上のような地方の中世武家拠点としてのあり方が確認できる。一方、下館と山城の年代^{〔六一〕}この機能分化や、山寺跡や現存の禅宗寺院も含めた年代を通した寺社勢力との関わり、拠点周辺の市場・流通機能と配置等、拠点地域全体の構造はなお不明な点がある。

②東町城（図23）

東町城は、高原川と支流の吉田川・山田川の合流点付近の右岸河岸段丘上に位置する。城下町は高原川右岸・東町地区と左岸・船津地区という両岸にそれぞれ計画的な街区が展開する。

東町城付近では多くの主要街道が行き交う。このうち越中東街道は越中方面から右岸・東町の北端「字町尻」から町場に入り、南端に立地する藤橋で高原川を渡る。そこから左岸・船津の「字本町」を通り、「字西里町」を西進して「字西町」付近で曲がり、「字相生町」を通って高山方面へ続いている。また、越中方面から高原川左岸を通る越中中街道は、北側から山田川を渡って船津の町場に至り、「字堀川町」を通過して「字新町」付近で越中東街道に合流する。明治初期時点でのこの付近で高原川を渡る橋は藤橋のみであり、主要街道の一部であることから渡河点を限定している様子が分かる。橋の付近を見ると、左岸においては高山方面の吉田街道が分岐する。右岸においては下館付近を経由して信州方面へ至る上宝道が続き、途中で直上の東町城へ至る城道が分岐する。東町城は町場を見下す段丘崖に立地する。段丘崖際に櫓台を配置し、空堀を二重に巡らしている。段丘崖際には石垣を構築し、町場や街道からの視点を意識しているものと想定される。石垣は古写真^{〔六二〕}を確認すると算木積みを目指した積み方であり、金森氏の改修が想定できる。

次に町場の街区構造を検討する。高原川右岸の東町は道側に間口を持つ短冊型地割の街区が川沿いに展開し、低位段丘が張り出す「字中町」「字アハラ」付近でさらに川側に街道が屈曲する。低位段丘上の「字阪戸」「字上町」には単一の宅地を含むブロック型地割の耕地が広がる。また、藤橋から東町城との間の「字松坂」には、短冊型地割の宅地と非短冊型地割の宅地、短冊型の耕地が混在している。関連して高山城や増島城では廃城後

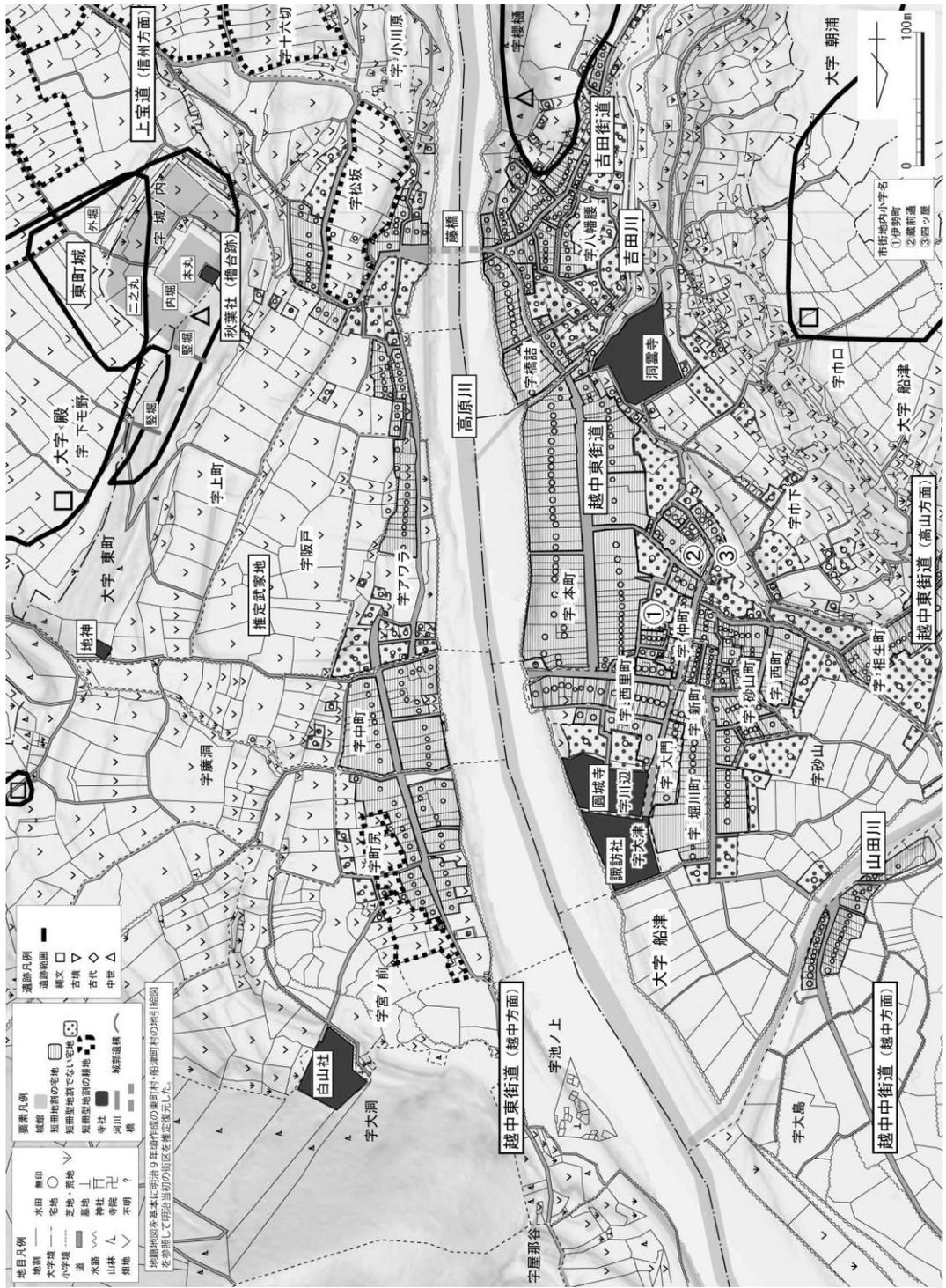


图 23. 東町城周辺景観復原図

に城郭と町人地の中間に位置する武家地跡が耕地に変化し、町人地は引き続き宅地として利用される。これを東町城に置き換えると、耕地が中心となる低位段丘上は武家地であり、段丘下の東町・船津の川沿いの街区は町人地であったと推定できる。一方、船津は高原川に沿いの街道の両側に展開する「字本町」の街区が基軸と考えられる。本町を挟むように北に圓城寺・諏訪社、南に洞雲寺といった寺社が配置される。寺院はいずれも禅宗で元々は江馬氏関連の寺院と伝わる。本町から接続する「字西里町」、さらにその北西側で接する「字堀川町」はいずれも街道が通る街区である。また、本町・堀川町との中間には圓城寺から「字大門」「字仲町」を通過して洞雲寺方面へ繋がる直線道が存在する。主要街道の一部である本町・堀川町は水平軸に展開しているのに対し、仲町はこの二本筋と比較すると斜め軸となっている。そのため、船津は街道を取り込んだ本町・西里町・堀川町のラインを基本として、町の東西を押さえる場所に寺社を配する形態が当初の都市計画であったと想定される。さらに仲町は基本街区と軸線が異なるため、後に寺社の参道から派生して展開し、町の周縁部の街区も同様に二次的に拡大したものと考えられる。また、東町城の城下町においては、長方形街区が西里町や西町を中心に一部のみしか確認できず、大半は歪な形態を成している。これは自然の段丘地形の影響から計画的に複数の街区を連続して設定することが困難であり、段丘崖や河川という自然の遮蔽物によって区画せざるを得なかった地理的要因が考えられる。

なお、東町城の周囲には広大な耕地が展開する。この一帯を含む大字殿の段丘面の様相は小島道裕の指摘^{九二}通り段丘下の町場とは隔絶性があり、街区も城と軸線が合わない。しかし、街区は下館まで通る上宝道に沿ったもので、内部は道側に間口を設けた短冊型地割で構成される。東町城は十六世紀前半の下館廃絶後の移転先の一つとして想定され、東町城周

辺における近年の確認調査においても、古絵図に対応しない堀状の遺構や下館の堀外地区を想起させる掘立柱建物を確認している^{九三}。さらに対岸の船津も、港として戦国期以前より使用された可能性は当然に想定できる。これらから、東町城の周辺は江馬氏段階における土地利用の可能性も考慮すべきと考えられる。

以上をまとめると、東町城周辺は江馬氏段階から城郭とともに町場が形成された可能性があり、後に金森氏が城を改修・再利用しながら段丘崖下の高原川両岸に計画的城下町を求めたと想定される。金森氏段階では、城・武家地・町人地の配置関係や街道を町人地に取り込む構造から近世的な都市と評価できる一方、主要河川が町場を分断するという特異な形態を示している。その理由として、高原川両岸に元々存在した街道・町場を取り込む意図があつた可能性を指摘したい。

六、飛驒北部における武家拠点周辺の空間構造と変遷

以上、煩雑な内容となったが明治前期の地籍図をもとに作成した各拠点の景観復原図によって、中世から近世初期にかけての各地域の空間構造と変遷を推測した。この年代に関する全国的な都市研究は長年の蓄積があり枚挙に暇が無いが、主に小島道裕^{九四}・前川要^{九五}・仁木宏^{九六}・山村亜希^{九七}らの研究がある。飛驒市において複数地域の検討を行ったことは、このような都市史研究の一事例として位置づけられる可能性がある。飛驒北部地域の様相は既に旧稿の二論^{九八}において提示しているが、本稿においても改めて地域を通した変遷案を整理したい。

(一) 在地勢力（江馬氏・姉小路氏・三木氏）段階

十四世紀ごろから十六世紀初頭にかけて、姉小路氏・江馬氏といった飛

驛北部の武家勢力は、一〜三村の地域単位で拠点を設けたと想定される。その多くは古代以前から断続的に続く集落地の一角に立地する。

このうち、江馬氏の下館は古くから人が居住していた集落地と近接する段丘面に位置し、上玉道が直下の段丘崖中を通っている。館自体は方形館であり京都風の建物配置や庭園、直線通路の存在は計画的整備と判断できるが、背後に広がる集落地の計画性については寺社配置等の限定的な要素に留まる。姉小路氏の元々の拠点と想定される岡前館は谷川沿いの集落地に接する古状の河岸段丘上に位置し、山際を通る街道と隣接する。中枢部の現状が住宅地であるため詳細は不明だが、周辺部における拠点形成の計画性は希薄であり、元々存在した集落地や街道と言った要素に大きな変更を加えることなく再利用しているように見受けられる。姉小路氏は十五世紀には三家に分家し、古川盆地内に分散してそれぞれ拠点を設けたと考えられる。このうち古川氏の拠点地域は宮川右岸の自然堤防上の街道を基軸として、古くから存在した低位段丘上の集落地や是重に存在した荘園を取り込んで形成されたと考えられる。町場の対岸に位置する古川城や山麓拠点地域(字下段)を武家拠点と捉えようと、軍事的要素が必要になった段階において上町周辺に適地が存在しなかつたため整備した可能性が想定される。他の二家(小島・向)の平野部における拠点は、地割の検討によっても詳細な位置・構造が明確ではないが、城内を広い視点で見っていくと大まかな機能配置が推定できる。小島氏拠点地域は、宮川支流・太江川流域のうち古代以前からの遺跡の分布が認められる範囲を中心として集落地のまとまりがあり、街道の取り付きや寺社が集まる様子から中世的な様相が見える。当該地域は小島城の直下ではなく、太江川の対岸地域であり、山城ではなく地域に元々存在した中心的な集落地を重視した立地である。向(小鷹利)氏拠点についても詳細は断定し難いが、向小島城と城見寺に挟まれた信包

集落地の周辺には宗教施設が多く存在し、街道や水利が集束する中世的な様相が想定できる。

このように、在地勢力段階は基本的に各地域に元々存在していた中心的な集落地を活用し、大きな変更を加えることなくその一角の好立地を選定して拠点を構え、さらに集落地中心部や境界といった要素に寺社を配置して拠点地域を形成していたと推測される。いずれにせよ、在地勢力段階では地割や街区に大規模な計画性は認められず、他地域の戦国城下町で認められるような集村化や武家が主体となつた積極的な都市整備^{五七}は認め難い。なお、この地域の拠点は市場の地名や伝承が明確ではなく、遺跡等からもその痕跡が確認できない。しかし、そのような要素が存在していた可能性は想定されるため、この地域の集落地のあり方を検討するためにはそのような存在の可能性についても目を向ける必要がある。

続いて、十六世紀前半になると南飛驒から進出した三木氏の勢力が古川盆地に入る。三木氏は朝廷工作の結果、永祿年間に古川氏の名跡を継いで姉小路を称する^{二〇〇}。以降、金森氏が侵攻する十六世紀後半まで古川盆地は三木氏の影響下にあつたものと想定される。向(小鷹利)氏も天文年間を最後に^{二〇一}活動が確認できず、天正年間に健在なのは小島氏のみ^{二〇二}となる。三木氏段階の拠点構造については、畝状空堀群等の城郭遺構の様相から各地域の山城を改修・使用したと想定できるが、集落地の様相は地割パターンからも明確に見えない。そのため三木氏は飛驒国司家の名跡は継いだものの、古川盆地においては在地のあり方に大きな変更は加えなかつたと解釈するのが現段階では自然と考える。今後は三木氏の本拠であつた高山盆地や南飛驒の拠点地域周辺の様相と比較検討を行う必要があるだろう。

(二) 近世移行期（金森氏）段階

金森氏段階の拠点形成にあたっては、城郭と城下町の一体化・武家地と町人地の明確な区分け・長方形街区と短冊型地割をセットとした計画的街区設定といった、近世城下町の構成要素が揃う明確な都市プランの施行が認められる。飛騨地域の金森氏段階の拠点のうち、指標となるのが近世以降も町場が存続した増島城である。増島城は前述の近世城下町の要素が明確であり、とりわけ城郭・武家地・町人地といった身分に応じた地区分け、一〜三番の教詞を冠する街区、主要街道が町人地を通るといった構造は、本拠の高山城との共通性が指摘できる。また、近世以降に街路を基軸とした両側町を町組織の単位としたことは、城下町建設当初から街路を基軸に街区設定を行ったという想定が可能である。

この増島城を基準に他の拠点に翻ると小島城南麓の沼町・杉崎周辺が注目される。このうち沼町の街区構造は用水路による地区分けや教詞を冠する一〜三街区の存在から増島城下と同様の要素を認める。しかし短冊型地割の設定が甘いことや、土地利用として近世以降一貫して水田であることは街区設定の不完全さを感じさせるため、町場建設は計画段階で途絶したと推測される。杉崎は長方形街区の存在や寺社の配置から、既存集落を集約しつつ計画的に街区設定を行ったと想定される。前項で述べたように小島氏段階では北麓の太江が拠点地域の中心であったと考えられるため、小島城を起点とした町場の変遷が想定できる。神岡の東町城は、高原川兩岸に展開する主要街道の結節点を中心として諸要素をコンパクトに配している。地理的条件に起因するためか明確な長方形街区ではなく自然の段丘崖によって区画された不整形の街区プランとなっている箇所が多く、増島城や小島城で見えるような教詞を冠する三街区も見えない。しかし、町場機能の集約や城郭・武家地・町人地という身分に応じた区分け、街道を町

人地に取込むといった構造は他の金森氏城下町の骨格的要素を感じさせる。東町城は元々江馬氏の拠点であったと想定されるため、江馬氏段階の拠点形成も考慮する必要があるが、金森氏は在地勢力の拠点を再利用しつつ、新たに計画的都市形成を行ったものと推定される。

金森氏はこれらの城下町建設に合わせ、拠点によっては在地勢力が使用していた城郭を改修して使用している。古川盆地では小島城・古川城における発掘調査によって在地勢力段階での使用を確認しつつ、さらに金森氏によって主要部の改修があったと想定している。東町城も古写真から算木積みを目指した総石垣造りであることが確認できたため、同様に金森氏の改修が想定できる。このように金森氏は新造の拠点である高山城や増島城を築く前段階として、在地勢力が使用していた城郭を基軸に地域社会を統治するために当座の都市建設を行ったものと想定される。特に小島城下は増島城と同様の近世城下町の要素が複数見える。そのため、当初は本格的な城下町形成を企図した可能性が高く、他の金森氏の拠点、ひいては豊臣期の全国的な都市形成を考える上で貴重な事例と言えらるだろう。なお、各拠点到存在する寺社について、宗派の構成や配置は地域によって異なるため、今後は各地域の前段階の様相も含めた寺社勢力のあり方を考慮する必要がある。

このように、金森氏は各地域の中心の場を選定し、城郭を頂点とする定まった形式の城下町プランを当て嵌めているのではないかと推測される。その中でも利用可能な前段階の城郭は活用しつつ、必要とあれば増島城のような新規の拠点を求めたと想定できる。これらの拠点はある程度のマニュアル化された様式は認めつつ、街区・寺社の構成や配置といった要素には土地の情勢を踏まえて変化を持たせていた様子が想像できる。

おわりに

本稿では、飛驒地域における地籍図の作成過程や現存する地図の特徴を整理するとともに、地籍図を積極的に用いて武家拠点周辺の空間構造と変遷を示した。地籍図の作成段階として飛驒地域では筑摩県時代に地租改正事業が行われ、岐阜県に併合された明治九・十年にかけて地租改正地引絵図が一斉に作成された。その後、明治十年代後半から明治二十二年にかけて土地台帳制への移行に対応するために地押調査更正地図が一斉に作成され、当該図は旧土地台帳附属絵図として昭和期まで使用された。各地籍図の特徴として、前者は江戸時代の検地と同様の十字法によって丈量が行われ、地引絵図はあくまで見取り図として作成されたものであるため精度は低かった。一方、後者は岐阜県の統一基準や厳密な進捗管理のもと、精度の高い図の作成が求められた。本稿ではその際の丈量・作図手順についても示した。丈量作業の多くは伝習所において技術を学んだ村民によって行われた。その手法として、道路水路といった筋骨部分は三角測量（筋骨測量）を行い、その後の毎地丈量は三斜法によって行われた。三角測量・三斜法は十字法より精度が高く、現在でもしばしば使用される技法であり、特に筋骨測量は地籍図の精度向上に直接的に作用している。したがって、飛驒地方において精度が一定程度担保される地籍図は地押調査更正地図の系列が最古であり、歴史地理的調査には当該図の使用を基本としながら、より古い段階の絵図に遡ることで高い成果が得られると考えられる。しかし、改租図やそれ以前に作成された耕地絵図の他、近世の絵図類についても、古い段階の地域の概要を把握するためには重要な資料であり、実施する調査の目的に沿って各段階の絵図を適切に選択する^(二〇三)必要がある。

また、これらの地籍図を用いて城館跡周辺の景観復原を行う手法は、他地域と同様に飛驒地方においても有効であると確認できた。本稿で示した

飛驒の事例のように、中世における武家拠点の実態が資料上の制約によって不明であっても、地籍図による地割の検討を基本としつつ、これまで実施した分布調査・発掘調査の成果、地域に残る伝承や寺社の情報等を複合的に把握することで、中世的な要素の濃い地域や大まかな変遷が検討可能となる。本稿の検証結果はあくまで推定に留まるが、地域全体の歴史の変遷を考えるための検討素材として有用と言える。また、今回の調査では武家の拠点が地割パターンから明瞭に見える地域やそうでない地域も含めて、主要な拠点地域を網羅的に示すことができた。これらは相互に比較が可能であり、飛驒地域全体の広域的傾向の検討にも寄与すると考える。なお、景観復原図は二五〇〇分の一の縮尺で元データを作成しているため、より地点を限った検証の使用にも耐えうる。今後は活用手法も含めて適切に情報を提供していきたい。

これまで繰り返し述べた通り、地籍図による景観復原の検討にあたっては、各地域に現存する地籍図の内訳や図の特徴を踏まえた上で実施することが望ましい。それは佐藤をはじめとする地理分野からの指摘通り、地籍図作成の目的や過程が明治政府の政策段階や各地方の実情によって異なるためである。全国的な視点に立つと、都市部を中心として改租図の測量水準が相応に高い地域も存在する^(二〇四)。その場合は精度を検証した上で古い段階の地籍図を使用する場合も想定される。さらに地図の精度を検証するにあたって、本稿では対象地域において行われた測量・作図作業の手順を明らかにする手法を示した。この分析を行うことで、歴史地理的検討に適した図面を適切に選択できるようになるとともに、地域固有の歴史を紐解きつつかけになると考える。

本稿の出发点はあくまで城館跡周辺の歴史地理的調査であったが、その過程において飛驒市が保管する地籍図や当時の関係資料の存在を認識し、

これまで取り上げられることが少なかった土地台帳制移行に関わる飛驒地域の事業経過を整理することができた。地籍図や土地台帳の作成は人民主体の大事業であり、前述の通り当時最新の測量手順を村の人々が学びとり、県や村といった行政の支援を受けつつ地元の人々が苦勞しながら測量作業を行った様子がよく分かった。関係した当時の村民の負担は相当であったと想像でき、地域の先人に敬意を表したい。また、その際に作成された地籍図や作成過程の資料についても、飛驒市で一部を保管していることを確認した。地籍図のみならず、これらの資料も歴史的に貴重である。

本稿では地籍図等の資料について、その存在や研究への活用手法の一事例を示した。しかし、飛驒市所蔵の膨大な資料のうち、ごく一部を取り上げて論じたため実際は地域内でも相違する点があるかもしれない。今後は、より詳細な資料調査・整理を行うことで全容が明らかになり、その価値がさらに高まることを期待する。

【付記】本稿で示した調査内容は、姉小路氏城跡調査指導委員会の指導により実施したものである。特に仁木宏副委員長や、個別に指導いただいている山村亜希氏には調査過程で様々な示唆をいただいた。また、明治期と現在の測量技術の比較に関して、知本孝治氏をはじめとする（株）イビソクの皆様にご教示をいただいた。さらに、清水貢氏には貴重な資料を閲覧させていただいき、本永義博氏には資料の読み合わせにご協力いただいた。これらの方々に御礼申し上げます。

【史料】明治二十年 測量技術伝習所生徒心得書（清水家文書）

（表紙） 明治二十年／生徒心得書／丁亥第六月
（本文） 生徒心得書

第五條 測量技術伝習所へ入学セシ者ハ伝習所ノ諸規則暨方相守ルヘキハ勿論、授クル所ノ技術ニ煉心シ日々勉強ヲ為シ速ク卒業ヲ得ヘシ。卒業ノ後ハ本郡土地整理成規ノ通り筋骨測量ヲ本務トシ該地戸長役場土地整理委員ノ差図ニ随ヒ本務ヲ遂クル者トス。

但、一筆限り割込丈量等モ実測部ナルヲ以テ筋骨測量ノ都合ニ依リ該事業ニ従事スルハ勿論ナリ。

第六條 夫レ測量技術地理科ノ本意ハ先平直ナル地面ヲ長ク一線ヲ設ケ是ヲ確平^②測定シ即其線ト為ス者ナリ。

第七條 前条ノ如ク測定ナシタル首尾点ヨリ三角度宜シキ場所ニ一点ヲ設ケ首尾ヨリ測定スルハ勿論後ニ設クル一点ノ場所ヨリモ測量シ都合ニ依リ測ル。此点ヨリABCト定ム。A辺B辺C辺ノ角度ニ応シ八線表ヲ操出シ分秒ノ比例ニ依リ細密ナル算測ナス。心苦少カラズ。然レ共三角測点ハ何レモ大高山ノ項^①キニ設ケ測量スル者ナレバ、登山スル心苦又多シト雖、即日測量分ノ算測ハ其夜ノ業務トシ勉メテ為スコシ。尤、三角測量ヲ遂ケ国郡内ノ大筋骨トスル者ナリ。

但、本条及ヒ第一條ノ測方ハ小中方便ノ如キナル荒キ測器ニテハ及フ所ニナシ。尤、今般土地整理筋骨測量ニ付テハ行フヘキ業務ニアラス。

第四條 国郡村界ノ測量ハ甲乙村ノ戸長役場員、或ハ地主惣代立会案内ニ依リ測量スルハ勿論、実測線ニ係ル場所ハ村界組界字界等出タルノ有無ヲ能ク聞キ糺シ充分ニ取調フヘシ。尤、手帖日々記載始メニ何月何日何時何村何組立会案内者何ノ誰ト記載シ置クヘシ。且測量方ハ高深山或ハ大河道灌耕地宅地ヲ界トスルモ種々アリ。先山中ニ至テハ高嶽深山幽谷ニシテ古今ニ至ル迄人跡ナキ地ト雖モ、其他ニ至リ方位間数ヲ量リ測線ヲ切ラサル事ヲ得ルハ勿論、高低アル地面ハ必ス高低ヲ量ル可シ。

但、本文ノ地ヲ測量スルハ人家へ遠隔ニシテ、帰宿能ハサル地ニ至ル時ハ各自食物ヲ用意シ、且行当リ日没トナリシ時ハ熊狼ノ住馴レシ地ト雖トモ、巉巖ヲ枕トシ枝葉ヲ褥トスル身勞モ厭フヘカラス。尤、是ハ村費ヲ恐ルル本意ヨリ生スル者ナリ。

第五條 組界字界或ハ村内ヲ通貫セシ大河道溝ヲ測量スルニ、追々伝習ナシタル測方ニ準シ測量スル者トス。尤、立会案内人帖記方ハ第三條但書ニ同シ。

第六條 何レノ地ヲ測量スト雖トモ、实地ニ於テ方位間数等ヲ誤リ無キ様厚ク注意ノ上、鉛筆ニテ記載シ宿所ニ持帰り終日ノ測地難ニシテ何程身勞アルトモ、即日ノ分其夜ニシテ方位間数界線其他字名字等、ペンヲ以テ常墨ニテ止メ置クヲ本文トス。若シ忘ラ極メ墨止ヲモナサス有ルヲ時々監督員巡回ノ節認ニ於テハ取札ノ上伝習所ヨリ卒業証ヲ引揚クル者トス。

第七條 雨雪等ノ難ニ係リ实地測量能ハサルトキハ縮図ナス可シ。其縮図ハ聊力誤リ無ク纏メタル上、原図ニ落込実測手帖ヲ以テ該地ノ繪図等ノ事業ニ取係ル可シ。尤、此事業測量美術科ノ行フヘキ者ト雖トモ、當時ノ景況ニテハ其美術科ノ行フ者未タ訳アラサルニ依リ測者ニ於テ是ヲ行フ者トス。然レトモ其美術科ハ地理科ヲ学ヒタル余暇ヲ以テ心懸ク学フ者トス。

第八條 測量技術伝習卒業生ト雖トモ、实地ハ伝習ノ地ト異ナルハ勿論ニテ難所ニ行当ルコトアリ。其際方一測量工夫立カタキ分ハ一時中止ヲ為シ置キ監督員巡回ノ際同員ヲ实地へ案内シ指揮ヲ受ケ該地ニ於テ測方ヲ行可シ。

第九條 生徒卒業ノ上ハ業級及ヒ事業ヲ定ムル事左ノ如シ。

- 甲種第一級 国郡界実測其他筋骨測量ヲ許ス
- 甲種第一級 村界大河其他筋骨測量ヲ許ス、ナル筋骨測量ヲ許ス 原案マダ
- 甲種第二級 組界字界其他小周圍ノ筋骨測量ヲ許ス
- 乙種第一級 市街地縣道里道作道溝渠ニテ筋骨トナル小周圍ノ実測ヲ許ス
- 乙種第一級 縣道里道作道溝渠ニテ筋骨トナル小周圍ノ実測ヲ許ス
- 乙種第二級 作道溝渠ニテ筋骨トナルヘキ周圍ノ実測ヲ許ス

丙種第一級 筋骨周圍測量点百点以内ノ部ノ測量ヲ許ス

但、甲種測者実地測量ノ際一ヶ月以上ノ随行シタル後獨立実測ニ着スヘシ。

第十二条 第九条ノ如ク生徒卒業証ヲ甲乙ニ分ケ等級區々ナルヲ渡スト雖トモ、実地ニ付事業進捗ニ随ヒ繰上ケ可シ。然レトモ調方不充分或ハ誤リ廉^②多キハ勿論不勉強ナル者ト監督員認ムルトキハ業級ヲ降スコトアル可シ。

第十三条 等級ニ依リ日給金ヲ定メ置クハ勿論ナレトモ、村々実地一振ナラサルニ付キ自今是ヲ定メス。追テ土地ノ易難ニ応シ相当ノ日給ヲ定ムル者トス。

第十四条 監督員ハ各測士ノ測量誠不誠及ヒ実地ノ易難勉強不勉強ヲ規定シ測量技術伝習所ヘ報告スルヲ本務トス。伝習所ハ監督員ノ報告ニ依リ測者ノ進退及ヒ給額ヲ定ムル者トス。

尤モ、等級給額進退ノ都度各町村戸長役場ニ報告スル者トス。
右簡条ノ通り厚ク了得ノ上、左ノ各自町村名ノ下ニ署名押印ス可シ。

古川町

三塚彌代
渡邊彌一
岩尾恒太郎
山口由之助
北平吉之助
横山光太郎
横山栄藏
天木酒造
坂本正太郎
山ノ内久米藏
関宗太郎
樹下寅之助
牛丸年魚吉

薄田四三二

山田定郎

三輪末之助

小鷹利村

上口恒太郎

塚腰喜久造

上田廣太郎

重森冬松

細江村

齊藤元二郎

柚原徳右エ門

洞口松之助

坂上村

上谷徳

河合村

井上文太郎

松井為之助

西亀之助

上寶村

川上清

神岡村

塩田常太郎

後藤石之助

永尾清平

清水常太郎

伊藤清則

鈴木守富

下大洞彦五郎

白川村

成原勘之助

宮田重太郎

古田関之助

神田吉右エ門

高山町

廣嶋小太郎

丹生川村

牧野尚道

国府村

松山由之助

清水春之助

測量技術伝習教師

愛知県下熱田駅大徳馬町百五拾戸

浅井忠右衛門

(ウラ表紙)

国府村伝習生徒

清水美晴 控

- (一) 千田喜博・小島道裕・前川要編一九九三『城館調査ハンドブック』新人物往来社、七五頁。
- (二) 山村亜希二〇〇六「中世都市の景観復原と地籍図」『愛知県立大学文学部論集(日本文化学科編)』五四号、一〇一―一〇四頁。
- (三) 小島道裕一九九五「地籍図及び絵図による検討」『江馬氏城館跡―下館跡発掘調査報告書―』神岡町教育委員会・富山大学人文学部考古学研究室、一二二頁。
- (四) 岐阜県教育委員会二〇〇五『岐阜県中世城館跡総合調査報告書』第4集(飛驒地区・補遺)。
- (五) 谷島博之一九九二「金森氏の城と城下町」『飛驒古川金森史』飛驒古川金森史編さん委員会。
- (六) 大下水①二〇二二刊行予定(未出版)「飛驒北部における武家拠点周辺地域の構造と変遷―姉小路・江馬から金森へ―」『戦国・織豊期の地域社会と城下町(仮)戎光祥出版』②二〇二二「飛驒における武家拠点の変遷と小島・東町城下町の構造」『中井均先生退職記念論集 城郭研究と考古学』サンライズ出版。
- (七) 佐藤甚次郎一九八六『明治期作成の地籍図』古今書院。
- (八) 古関大樹二〇〇九「滋賀県における明治前期地籍図の成立とその機能の変化―佐藤甚次郎の再検討を通して―」『歴史地理学』五一―一〇号。
- (九) 岐阜県一九七〇『岐阜県史 通史編 近代 中』。
- (一〇) 飛驒市二〇一五『飛驒古川 歴史をみつめて』。
- (一一) 河合村役場一九八〇『河合村誌 史料編上巻』。
- (一二) 丹生川村二〇〇〇『丹生川村史 通史編2』。
- (一三) 岐阜県土地家屋調査士会二〇〇九『岐阜県の地籍明治期』なお、本文中に引用する国・県の布達は、特段注記が無い限り本書からの引用である。
- (一四) 佐藤前掲注七。
- (一五) 徳川林政史研究所蔵「岐阜県管内飛驒国改租運抄ノ跡取調査書」『岐阜県改租要録2』(岐阜県史 史料編近代三)一九九九、八三頁。
- (一六) 前掲注一一、三七頁。
- (一七) 前掲注一一、七六九頁(地租・地券関係布告抜書)。
- (一八) 前掲注一一、七七三頁(二四、地券受領と印税)。
- (一九) 佐藤前掲注七。

- (二〇) 「地籍雛形布達」『地籍書類』(飛驒市行政資料(旧細江村))。
- (二一) 旧細江村の行政資料に明治十年作成のほぼ全地域の地籍帳が確認できる。さらに明治十年六月に地籍編纂のために道路や水路の実測を行った図面が残る(「地籍遺跡其地図面(甲)(乙)」等)。
- (二二) 佐藤前掲注七、三二八頁。
- (二三) 岐阜県布達第四號「地籍編集心得書(前掲注一三、一四三頁)。
- (二四) 佐藤前掲注七、四二六頁。
- (二五) 前掲注一三、四〇九頁。
- (二六) 期間延長の申出理由について申請書には「耕地等山間ニ散財シ山林原野に接続ノ箇所多キヨリ地租改正ノ際取調粗漏ノ廉モ有之落地重複地等不少且改正當時ノ野取絵図等更ニ無之、其際土地取調ニ従事セシ者現住セサル組モ往々有之、錯雑地ハ不申及都テ取調上不容易手数ヲ要スル次第第二有之、加之方今一般不景氣ノ折柄急速ニ取調ヲ成候得者」とある。改租時の野取絵図が当時既に確認できないことが示唆している(元々作成されたかも不明)。
- (二七) 大蔵省は当初、地図の作成手法や基準を明示しなかったが、全国的に不完全な地図が完成しつつあったため、事業後半期には地図の更正を重要課題に位置付け、明治二十年六月に「地図更正ノ件」を内訓して基準を示した(佐藤前掲注七、三三五―三三六頁)。岐阜県では前年既に『丈量誤謬地整理順序』によって具体的な作業内容を指示しているが、高い精度の地図を要求するということは大蔵省の方針と一致している。
- (二八) 前掲注一一、八二七頁(土地整理技術者給料請求書)。
- (二九) 丹生川村では高山の測量技術伝習所に候補者が通っている(前掲注一一、七五頁)。飛驒地域の各郡に測量技術伝習所が設置され、そこに各村の住人を通わせて必要な技術の習得を行ったものと想定できる。
- (三〇) 現在、岐阜地方事務局高山支局で取得できる閉鎖登記簿の旧公図写について、数力所をサンプルとして取得し、飛驒市が保管する旧土地台帳附属地図と比較した。結果、全体的な書体や地割は同一であるが、彩色を含めた細かな記載事項や訂正事項が異なるため、飛驒市保管の地籍図とは違うものであると判断できた。したがって現在法務局で取得できる旧公図写は郡役所に提出され、後に登記所に備え付けられた字絵図の正本と推定される。
- (三一) 前掲注一三、三九二頁。
- (三二) 十字法による測量作業の手順は佐藤が整理している(前掲注七、一七〇―一

七三頁、一八六〜一九〇頁。これによると宅地等のうち、建物によって十字に縄を張れない場合は四方の長さを実測する「四方縄張りノ法」が用いられるとあり、大江村地券野帳でも屋敷地等では東西南北の四方の長さを測っている。

三三 岐阜県が作成し、飛騨地方の各町村に配布したと推定される『土地丈量規則』(神岡町史編纂室資料 柿下家文書)には、「地図ハ曲尺一問六厘(千分ノ一)ノ法ヲ以テ調整セシムルモノトス」(第十四項)とあり、飛騨地方において字絵図は千分の一を基準に作成されたことが分かる。

三四 飛騨地方では明治十年に地籍簿が作成され、「地籍編集心得書」第二条では「地籍ヲ基礎トスヘシ」とある。地押調査の基礎として地籍帳を用いたか、改正地引帳を用いたかを判断するため、サンプリ的に抽出して記載内容を比較した(細江村太江区字神垣内の土地)。結果、地籍帳ではなく頻繁に加除訂正を行っている改正地引帳の情報を丈量野取帳に移記していると推定された。

三五 中方儀等の市販の測量器械は、県の斡旋によって町村が買入れている。購入先は細江村・古川町の購入記録から高山町の上木甚兵衛と分かる。県の斡旋によって河合村が古川町に機器を売却した記録(土地整理器械売渡しの件)前掲注一一、八三頁)があり、作業が終了した町村から買入れていることもあった。

三六 旧細江村の筋骨測量の実測手帳の一部を(株)イビソクの測量士に確認いただいたところ「三角測量」で実施しつつ、検測のために平板測量等も併用している可能性を指摘いただいた(現在は大規模精密測量においてはGNS S測量で行うことが多い)。また、当時は測量規定・機材の検定・従事者の資格といった基準が無いことから、精度は「ある程度は正しいが正確ではない」という意見をいただいた。

三七 細江村・小鷹利村では「割込図」、古川町では「実地割込図」と呼称されている。本稿では「割込図」と表記する。

三八 第一条 土地ノ丈量ハ三斜法ヲ用ヒ・地主ノヲ為スヘシ(明治二十年五月六日 岐阜県令第三六号「地租条例取扱手続」)。

三九 岐阜県令第三六号「地租条例取扱手続」第二条
四〇 大下永一(一〇)「殿坂口遺跡・岩ヶ平城跡」『江馬氏城館跡7・殿坂口遺跡』飛騨市教育委員会、六九頁。

四一 所蔵資料の一覧は、『神岡町史 資料目録編』(飛騨市教育委員会二〇一一年)を確認せよ。
四二 「神岡村丸山組地引絵図面」(旧神岡町史編纂室保管)。

四三 前掲注三三資料。

四四 各拠点の作図作業について、東町城はすべて筆者が行った。その他の拠点については、(株)イビソク飛騨営業所に地形図の作成やトレース作業の一部を委託し、最終的な更正や追加トレース作業等は筆者が行った。

四五 地籍図の耕地には一筆のうち赤線で畦畔が記されている。これについては畦畔線を記入すると図が煩雑になること、土地の利用状況として一筆のうちに変化があるものではないことから、トレース作業の際は省略している。

四六 前掲注四、七二頁。

四七 大平愛子一九九七「江馬氏下館跡周辺の近世村落の復原」『江馬氏城館跡』三 一下館跡周辺の調査」神岡町教育委員会・富山大学人文学部考古学研究室、一三三頁。

四八 「G空間情報センター」(<http://www.geospatial.jp>)において画像を取得。

四九 飛騨市教育委員会二〇一九「史跡江馬氏城館跡・名勝江馬氏館跡庭園 保存活用計画書」七〇頁。十五世紀末〜十六世紀前葉と推定している。

五〇 飛騨市教育委員会二〇一〇『増島城跡』

五一 小島前掲注二。

五二 「三郡神社仏閣除地反別伝来名請草創明細記」(桐山力所編一九一四『飛騨遺業公府』住伊書店。解題によると異本に宝曆十年作成と記載あり)。

五三 岡村利平編一九〇九『飛州志』住伊書店(長谷川忠高『飛州志』(享保年間))。一九一五『大日本地誌体系 斐太後風土記』雄山閣(富田礼彦『斐太後風土記』(明治六年))。

五四 神岡町一九八〇『神岡町史 史料編別巻』

五五 ①古川町教育委員会一九九八『杉崎廃寺跡』②飛騨市教育委員会二〇二二『杉崎廃寺』

五五 前川要は短冊型地割と長方形街区のセット関係が織豊期城下町成立の指標としている(同一九九一「近世城下町の成立」『都市考古学の研究』柏書房)。

五六 飛騨市教育委員会二〇一八『飛騨市遺跡地図』

五七 飛騨市教育委員会二〇一九『飛騨市内遺跡詳細分布調査報告』

五八 飛騨市教育委員会①「古川城跡現地説明会資料(二〇一八)」②「小島城跡現地説明会資料(二〇一八)」③「野口城跡現地説明会資料(二〇一九)」④「向小島城跡現地説明会資料(二〇一九)」⑤「小鷹利城跡現地説明会資料(二〇一九)」。

- 六〇 三好清超二〇二二「姉小路氏関連遺跡で出土する中世土師器皿の編年試案」
『中井均先生退職記念論集 城郭研究と考古学』サンライズ出版。
- 六一 大下前掲注六①・②。
- 六二 三好前掲注六一。
- 六三 前掲注六〇③。
- 六四 中井均・内堀信雄編二〇一九『東海の名城を歩く』吉川弘文館。
- 六五 『斐太後風土記』等。なお、堀尾岳は狭小な場所であることから林昌寺旧地である可能性は低いことを示唆している(同二〇二二「林昌寺の由緒を探る」『五峰山 林昌寺史』二八頁)。
- 六六 飛騨市教育委員会二〇一三『上町遺跡向町地点』。
- 六七 前掲注六〇①。
- 六八 『願正寺伝』(桐山力所編一九一四『飛騨遺棄公府』住伊書店)。
- 六九 『円光寺本尊裏書(永正十一年)』(前掲注一〇、一〇七頁)。
- 七〇 『佐々木道通書状』『伊予佐々木文書』『岐阜県史』古代・中世四、一一五頁。
- 七一 『景氏外四名連署状』『連徳寺文書』『岐阜県史』古代・中世二、一〇八七頁。
- 七二 『金森可重定書』『熊崎喜右衛門氏所蔵文書』『岐阜県史』史料編 古代・中世一、一〇九〇頁。
- 七三 前掲注五〇。
- 七四 曲輪名については発掘調査報告書(前掲注五〇)に準拠している。
- 七五 前掲注一〇、一六二頁―一六四頁。
- 七六 前掲注六〇④。
- 七七 『明治三年信包村後風土記書上(下書)』(古川町一九八四『古川町史 資料編』六三六頁)。
- 七八 前掲注四。
- 七九 前掲注六〇④。
- 八〇 三好前掲注六一。
- 八一 前掲注七八。
- 八二 図郭外であるが、向小島城の南西約一〇〇〇メートル地点に「丸山」と呼ばれる独立丘陵の小山が存在する(大字黒内字丸山)。
- 八三 前掲注四。

- 八四 三好前掲注六一。
- 八五 前掲注五九、三二頁(黒内古屋敷遺跡)。
- 八六 前掲注七八。
- 八七 前掲注四九、七一頁。
- 八八 大下前掲注四〇。近世以降の伝承に加えて遺跡の状況や平坦面の構造、旧公図による検討から相当規模の山寺跡と想定している。
- 八九 『大般若波羅蜜多經(寿楽寺蔵)』『岐阜県史』史料編 古代・中世二、五九五頁。
- 九〇 前掲注四九、資料編六五頁。
- 九一 小島前掲注二。
- 九二 飛騨市教育委員会二〇一七『東町城跡現地説明会資料』。
- 九三 小島遺跡①二〇〇五『戦国・織豊期の都市と地域』青史出版 ②一九九三『戦国城下町から織豊期城下町へ』『年報都市史研究』一。
- 九四 前川前掲注五七。
- 九五 仁木宏①一九九七『空間・公・共同体』青木書店。②二〇〇六『室町・戦国時代の社会構造と守護所・城下町』『守護所と戦国城下町』高志書院。
- 九六 山村亜希二〇〇九『中世都市の空間構造』吉川弘文館。
- 九七 大下前掲注六一①・②。
- 九八 仁木前掲注九六一②、四八〇頁。
- 九九 『御湯殿上日記』永禄二年十月六日条。
- 一〇〇 『言継卿記』天文二十二年九月十日条。
- 一〇一 前掲注九〇。
- 一〇二 短冊型地割や長方形街区の連続によって構成される近世城下町等については、壬申地券地引絵図や近世絵図によっても十分詳細に検討可能である。
- 一〇三 佐藤前掲注七。改租段階において、熊谷県のように三斜法を用いた地域がある(一九二頁)。さらに和算家の参与や請負人への委託、県係官による調整の事例があり(二六二―二六六頁)、そのような背景のもとで図が作成された地域には古い段階であっても測量精度の高い図が残存している可能性がある。